

# 青少年の不良化の問題

——石川県下の実態を中心にして——

沢田忠治

## 目次

- 緒論
- 第一章 青少年の非行
  - 第一節 青少年非行の意義
  - 第二節 非行の実状把握と警察統計
- 第二章 石川県下の青少年非行の実態
  - 第一節 量的推移
  - 第二節 質的傾向
    - (1) 凶悪化と窃盗の増加
    - (2) 低年令化
    - (3) 学生、生徒の犯罪増加
    - (4) 都市集中化
    - (5) 集団化
    - (6) 性的犯罪の増加
    - (7) 青少年非行の月別発生状況
- 第三章 青少年不良化の原因
  - 第一節 主体の側の原因
  - (1) 欲求阻止の耐忍度の低弱
  - (2) 社会に適應する能力の不足
  - (3) 情緒の不安定性と衝動性
  - (4) 心身発達の不均衡
- 第二節 環境の側の原因
  - (1) 家庭的原因
  - (2) 青少年不良化と学校
  - (3) 青少年不良化と一般社会
- 第四章 青少年不良化防止対策
  - (4) 友人関係
  - 第一節 不良化防止のための家庭教育
    - (一) 幼児期のしつけ
    - (二) 児童期の教育
    - (三) 青年期の取扱い
  - 第二節 不良化防止のための学校教育
    - (1) 道徳的意志の養成
    - (2) 受験本位の教育の反省
    - (3) 問題の生徒を学校、学級から疎外しない
    - (4) 師弟の人間関係
    - (5) ガイダンス組織の強化
  - 第三節 不良化防止のための社会教育
    - (1) 地域の成人教育
    - (2) 両親教育
    - (3) 教育上の利己主義の反省
    - (4) マスコミ対策
    - (5) 青少年健全育成のための社会施設、設備の充実
    - (6) 勤労青少年の優遇
    - (7) 補導体制の確立
    - (8) 各組織、機関の連絡、協調の強化
- 結論

## 緒論

非行青少年の増加は、ここ数年来全国的な傾向となつてあらわれ、今や大きな社会問題となつてゐる。

石川県においてもまた同様な傾向を示している。県下の傾向は戦後次第に増加し、昭和二十六年を頂点として、一時減少の傾向を示したものの、昭和三十四年からふたたび急激に増加しはじめ、以後年々増加の傾向をたどつてゐる。

また、質的には、凶悪化、集団化、低年令化、性犯の増加などの憂慮すべき徴候を示している。

このような青少年不良化の問題に対して、関係諸機関、学校はもとより、広く一般社会、家庭に呼びかけて、積極的な防止対策を立て、實際活動を進めることは、今やきわめて緊急な社会問題である。

そのためにまず、青少年不良化の実態を知り、その原因を探究し、その対策を立てる必要がある。

この研究は、石川県警察の少年非行の統計をもとにして、県下の青少年の非行の趨勢を概観し、犯罪の量的推移、質的傾向を考察するとともに、その原因を、個人の心理的な面からと、社会、学校、家庭などの環境の面とから検討を加え、さらに、今後の対策として、私見を述べてみようと思うものである。

## 第一章 青少年の非行

### 第一節 青少年非行の意義

青少年非行という言葉は、かなり一般化した言葉であるが、厳密に青少年非行とは何かということになると、それが法律的に明らかに定められているわけではなく、社会的にもまた必ずしも明確ではない。同様に不良青少年の概念も明確ではない。

ただ、少年非行という概念が、現行少年保護法制のうちに用いられている。

少年法は、二〇才未満の者を少年とよび、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行なうことを定めている。少年法では、青年期という区分はなく、また青少年非行とも呼ばないで、青少年非行の概念に混乱を起すおそれがある。

むしろ、青少年法と名称を改めたほうがよいのではないかと思う。

一般に、犯罪という反社会的行為があれば、その制裁として刑罰が科され、罪刑法定主義の支配を受けるのであるが、少年法はその人格に内在する犯罪的危険性を除去するための保護処分を行うことが原則である。

少年法では非行少年を三種に分類している。すなわち、その第三条において、罪を犯した少年（犯罪少年）、刑事責任年齢（一四才）に満たないで刑罰法令に触れた行為をした少年（触法少年）及び保護者の正当な監護に服さなかったり、犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際したり又はいかがわしい場所に出入したり、自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖があつて、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年（虞犯少年）を家庭裁判所の審判に付するものとしているのである。

このように、少年法では、犯罪少年、触法少年及び虞犯少年を総括して、非行少年と呼んでいるわけである。しかし、この研究で取り上げる青少年とは、法的に問題になる非行少年は勿論のこと、もっと広く社会的、道徳的に「よくない行為をする青少年」を、不良青少年と考え、一四才未満の子どもを少年と呼び、一四才から二〇才未満のものを、青年として把握していきたいと思う。

## 第二節 非行の実状把握と警察統計

青少年非行の実状や特質を把握するには、過去の統計をもとにしなければならない。

一般に犯罪現象を検討するために利用する統計には、警察統計、検察統計、司法統計の三種がある。

警察統計は警察において犯罪があることを、認知した事件及び人員などについての統計である。検察統計は検察庁が受理した人員及び起訴、不起訴などに終局処理した事件及び人員の統計であり、司法統計は裁判所が受理した人員、有罪とされた人員及び保護処分その他の措置を定めた人員などについての統計である。これ等の統計のどの数値をとらえて犯罪現象を検討するかは、犯罪現象を把握するための最初の問題点である。

ところで、青少年非行を統計的に考察する場合には、犯罪少年については保護処分を行なうことが原則とされており、触法少年及び虞犯少年については、絶対的に刑罰を科されることがないのであるから、その資料とする統計としては、警察統計と司法統計のうち家庭裁判所の少年事件に関する統計が中心とならざるを得ない。

それで、本稿に於いては、広く青少年の不良化の傾向を問題に取りあげた関係上、石川県の警察統計を資料として考察したいと思う。

一般に警察統計によって犯罪現象を考察するには、発生件数、検挙件数、検挙人員数が使用されるが、青少年非行の

量や質を問題にする場合、虞犯事件はその概念上人員数のみが統計に計上されているに過ぎないし、また、犯罪事件について、その事件が解決されない限りそれが少年によって行われたものであるか否かは不明であるから、青少年非行の件数というものは、統計上あり得ないのではないかの疑問が起る。したがって、青少年犯罪、または、触法行為を把握するために、統計上の尺度として、検挙件数又は触法行為の数をとるか、その人員数をとるかは、一応問題のあるところである。さらにまた、青少年非行のうち、成人との共犯事件が相当数あることなどを考え、この研究では人員数を尺度として考察を進めていきたい。

次に、青少年非行の実体把握に対する警察統計の限界及び問題点についてふれてみよう。

少年非行についての警察統計数値に関し、問題となるのはまず第一に、少年法の改正に伴って、年令の範囲が異つているため、単に刑法犯少年として比較すると、甚だ不正確な結果を生ずること、および刑罰法令の改正に伴って、罪の追加又は削除があるため、改正前後の統計の比較が、不正確になることである。

第二に警察統計は、当該管内の警察が発生を認知した事件又は処理した事件及び人員についての統計であつて、これには鉄道公安官、海上保安官、麻薬取締官等の特別司法警察職員の数も計上されていないことである。

しかし、これらの数は極めて少数のため、無視することができると思へると警察庁防犯少年課の三上氏は述べている。(註一)

第三に、警察統計の人員数に若干の重複がある点である。例えば、ある少年が数回非行を行った場合に（その間に一定の日時の間隔のある場合）この一人の少年について数回の送致又は通告が行なわれることがある。そしてこれが統計上には数人として計算される。また、ある警察署に検挙され、所属警察署に処置を移管した場合に両署の統計に計上される場合がある。

第四に、最も問題になる点は、現実の非行現象と統計との誤差についてである。すなわち、現実には青少年犯罪が行なわれていても、それが警察によって認知されず、検挙されない限りにおいては、発生件数、検挙人員として統計上にはあらわれてこないのである。

ここに警察統計によって青少年の非行傾向や特質をみる場合の盲点があると言える。

しかし、青少年犯罪のみでなく、成人の犯罪においても、警察統計にあらわれない数値は、あらわれている数値の少なくとも二倍にのぼるものと、一般に考えられている。<sup>(註2)</sup>

それゆえ、われわれが警察統計によって測定し得る青少年の非行は、現実の青少年非行の一部分に過ぎないのである。

そこで、現実の非行の一部を示すに過ぎない統計によって、非行のすう勢や特質を認識しようとすることは、果してどの程度の価値をもつものであろうか、このことは犯罪統計に関する最大の問題であろう。

この点に対する厳しい批判者の中には、現実の犯罪の半数も把握しない犯罪統計をもって評価することは全く無意味であると極論しているものさえある。

だが、それだからといって、一般社会事象の把握に対してもつ統計の意義を軽視することはできない、それらの統計は、必ずしも社会事象のすべてを明かにするものではないにしても、集団現象のもつ規則性から考えて、その社会事象を代表するに近い意味をもつものと認めても、決して不当ではないと考えられるからである。

犯罪統計も、そのあらわす数値が確実に、現実の犯罪と常に一定の比率を保っているとい得ないまでも、極めて特別の場合を除いては、その誤差の範囲は、統計の価値を左右するほど不定なものとは考えられないと前述の三上氏も述べている。<sup>(註3)</sup>

更に、三上氏の言葉を借りれば、「多くの国々で、多年にわたって、それが殆んど定数に近いものを示しているものが極めて多いという事実にもかかわらず、それが現実の犯罪事実の代表的頻数と性質に近いものを示すものとして、これによって少年非行の現実を周到な注意をもって評価することの妥当性は疑うべくもないと考えられる。」<sup>(註4)</sup>とのべている。

このような意味で、石川県の警察統計<sup>(註5)</sup>を用いて、県下の青少年の不良化問題を考察しようと思う。

## 第二章 石川県下の青少年非行の実態

### 第一節 量的推移

昭和三十六年度の刑法犯少年（触法少年を含む）の全国統計によれば、全国の刑法犯少年の数は、昭和三十五年度に比べて一〇・一％（一九、七七四人）増加し、戦前、戦後を通じて最高である。

石川県の実状は、第一表の通りである。

下の表にあきらかなように、昭和三十六年度の非行少年は、前年度に比べて二一・三％（二、七二七人）の増加であつて、そのうち犯罪少年は八・八％（八八人）の増加で、戦前、戦後を通じて最高である。

触法少年は六・五％（二四人）の減少である。

虞犯少年は二三・四％（二、六六三人）の増加を示している。

昭和三十七年九月の予想では、本年はさらにこれを上廻るようである。

なお、以下の統計は、石川県警発表の統計表に拠り、昭和三十

第1表 非行少年等推移表

年次別	刑法犯			ぐ犯不良 行為少年	非行少年 等合計 人
	犯罪少年	触法少年	刑法犯合計		
昭和26年	905	265	1,170	2,443	3,613
30	630	307	937	1,384	2,321
31	613	231	844	1,779	2,623
32	710	256	966	4,345	5,311
33	639	263	902	5,512	6,414
34	789	367	1,156	7,786	8,942
35	988	372	1,360	11,398	12,758
36	1,076	348	1,424	14,061	15,485



七年を「本年」と呼び、昭和三十六年を「昨年」と呼び、昭和三十五年を「一昨年」と呼ぶ。

つぎに、全刑法犯罪者中に占める少年刑法犯の比率を、全国統計からみれば、一昨年は三二・三%であったのに、昨年は三三・九%となり、この比率はここ数年来年々上昇をつづけている。

これに対して、石川県の実状は、昨年は三一・六%であつて、全国平均よりも若干減少している。しかし、成人犯罪と少年犯罪の増加数を比較すると、昭和二十四年の成人犯罪者数二、七八一人に対し、昨年は三、〇七二人で一〇・一%の増加率であるのに対して、少年犯罪者数は、八〇三人から一、四二四人となり、増加率は実に七七・三%という激増を示している。

それでは、県下の青少年の総数は増加しているであろうか、第二表によれば、殆んど増加の傾向はみられない。

## 第二節 質的傾向

県下青少年の非行につき、犯罪青少年を中心にして、その質的傾向を概観すれば、次のような特質があげられる。すなわち、(1)犯罪の凶悪化、(2)窃盗の増加、(3)非行年令の低下、(4)学生、生徒の犯罪増加、(5)都市集中化、(6)集団化、(7)性的非行の増加などがこれである。

### (1) 非行の凶悪化と窃盗の増加

この問題については、第三表及び第一図に明かである。

第2表 石川県青少年人口動態

年令 年度	14才~19才	
昭和25年	112,253	(25年10月1日) (国勢調査結果)
30	104,033	
31	106,051	
32	109,152	
33	113,142	
34	112,959	
35	110,698	(35年10月1日) (国勢調査結果)

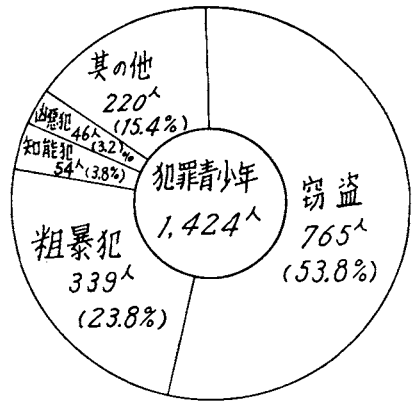
(県統計課資料)

第3表 犯罪少年（触法を含む）態様別推移表

年度別		罪種別	昭和31年	32年	33年	34年	35年	36年
凶悪犯	殺人	8	1	1	1	2	1	
	強盗	4	3	2	11	13	6	
	放火	4	1	1	7	8	13	
	強姦	5	12	12	23	17	26	
	小計	21	17	16	42	40	46	
	少年犯罪に占める比率%	2.5	1.8	1.8	3.7	2.9	3.2	
粗暴犯	暴行	37	62	61	106	82	113 <sup>(6)</sup>	
	傷害	74	92	77	99	146	129 <sup>(4)</sup>	
	脅迫	1	5	3	2	8	3	
	恐喝	24	33	42	50	111	94	
	小計	136	192	183	257	347	339 <sup>(10)</sup>	
	少年犯罪に占める比率%	16.1	19.8	20.1	22.2	25.5	23.8	
窃盗	窃盗	507	570	533	638	690	765 <sup>(79)</sup>	
	少年犯罪に占める比率%	60.1	59.0	59.1	55.2	50.8	53.8	
知能犯	詐欺	44	56	41	34	36	30 <sup>(8)</sup>	
	横領	23	14	12	15	29	24 <sup>(3)</sup>	
	小計	67	70	53	49	65	54	
	少年犯罪に占める比率%	8.0	7.2	5.8	4.2	4.8	3.8	
風俗犯	わいせつとばく	9	29	11	13	16	10	
	少年犯罪に占める比率%	1.1	3.0	1.2	1.1	1.2	0.7	
その他	その他刑法犯	104	88	106	157	202	210 <sup>(3)</sup>	
	少年犯罪に占める比率%	12.2	9.2	12.0	13.6	14.8	14.7	
合計		844	966	902	1,156	1,360	1,424 <sup>(103)</sup>	

註（ ）内は内数で女子をしめす。以下同じ。

第1図 犯罪青少年（触法を含む）  
（昭和36年）



これによれば、凶悪犯は、最近では昭和三十二、三年を最低として以後年々増加し、その数も二倍、三倍となっている。この上昇率は全国都道府県の第三位である。

粗暴犯のうち暴行は、昭和三十一年に比較して昨年は約三倍に、傷害も二倍に近く、恐喝は約四倍に近い数値を示している。粗暴犯少年の増加率も、本県は全国のAグループに所属している。

つぎに、窃盗についてみれば、少年犯罪のすう勢に多少

第4表 犯罪青少年（触法を含む）年齢別推移表

年齢別		年度別					
		昭和31年	32年	33年	34年	35年	36年
14才未満	人員	231	256	263	367	372	348
	少年犯罪に占める比率 %	27.37	26.50	29.15	31.75	27.35	24.44
14～15	人員	168	131	144	167	139	223
	少年犯罪に占める比率 %	19.90	13.56	15.97	14.44	10.22	15.66
16～17	人員	179	252	234	325	419	408
	少年犯罪に占める比率 %	21.21	26.09	25.94	28.11	30.80	28.65
18～19	人員	266	327	261	297	430	445
	少年犯罪に占める比率 %	31.52	33.85	28.94	25.70	31.63	31.25
合計		844	966	902	1,156	1,360	1,424

の変化があつても、そのなかで最大の比率を占めるものは常に窃盗であるといわれている。このことは経済的混乱の時代には、特に著しく、戦後の第一のピークであつた昭和二十六年の全国統計によれば、少年刑法犯総数中に占める窃盗の比率は、実に七六・四％に達していた。

しかし、経済の安定に伴つて、青少年犯罪が減少するとともに、その比率は次第に低下を示し、これに代つて、凶悪犯、粗暴犯及び交通事故に伴う刑法犯が激増したが、最近ではふたたび窃盗の増加が目立つて来ている。

これは全国的な傾向でもある。

## (2) 非行の低年令化

県下の青少年犯罪の年令別推移状況は、第四表の通りである。

この表によれば、昭和三十三年と三十四年の二ケ年は一四才未満の層が、各年令層中最高割合を示し、そのほかの年は、一八一一九才の年長層が最高割合を示している。昨年も全青少年犯罪の三一・二五％が年長層であり、一四才未満の少年は二四・四四％で、昭和三十一年以来最低比率をみせている。

しかし、実数からみれば、年々増加の傾向にある。増加の率は年長層は、昭和三五、六年に急激に増加したため、この比率が現われたものと考えられる。

全国の傾向については、第五表に明かである。

この表によれば、一四才未満の層は、一昨年に比較して昨年は一八％の

第5表 全国犯罪少年年別推移表  
(触法を含む)

年令別	年度別		増減率	
	35年	36年	増減	率
14才未満	48,783	57,572	+ 8,789	+ 18.0
14才～15才	35,375	44,909	+ 9,534	+ 27.0
16才～17才	50,558	51,217	+ 659	+ 1.3
18才～19才	61,966	62,758	+ 792	+ 1.3

第6表 犯罪青少年（触法を含む）の学生生徒推移表

学生生徒別		年度別					
		昭和31年	32年	33年	34年	35年	36年
未就 (不)学	人		7	7	2	11	9
	員 少年犯罪に対する 比率%		0.72	0.79	0.17	0.81	0.63
小学生	人	110	143	194	243	236	186
	員 少年犯罪に対する 比率%	13.03	14.81	21.90	21.03	17.35	13.07
中学生	人	251	209	149	243	219	326
	員 少年犯罪に対する 比率%	29.74	21.62	15.72	21.03	16.10	22.90
高校生	人	48	70	82	113	121	152
	員 少年犯罪に対する 比率%	5.69	7.25	9.10	9.78	8.90	10.66
大学生	人		2	2	1	4	4
	員 少年犯罪に対する 比率%		0.21	0.23	0.08	0.22	0.28
その他	人	5	2	5	1		
	員 少年犯罪に対する 比率%	0.59	0.21	0.58	0.08		
合 計		414	433	439	603	591	677
少年犯罪に対する比率%		49.05	44.82	48.67	52.17	43.38	47.54

増、一四一五才の層は二七%の増である。

これに比較すれば、本県では一四才未満の層は、一昨年に比較して昨年は減少しているが、一四一五才の層は六〇%の増加を示している。

他方、虞犯少年は、一四才未満の層では、三十一年度以来年々平均二〇%の増加率を示している。

(3) 学生、生徒の犯罪増加

学生、生徒の犯罪傾向は、第六表の通りである。

この表によれば、学生、生徒の犯罪傾向は、全少年犯罪の大体、四三%から五二%を占めている。最近六年間の平均は四七%である。

昭和三四年のみは五二・一七%と過半数であった。昨年度の傾向は、

小学生の犯罪は減少して、中学生の犯罪は著しく増加し、高校生の犯罪も若干増加している。

全般的にみれば、小・中・高校生共年々増加の傾向を示している。

一方、虞犯不良行為については、第七表に明かである。

一学生、生徒による虞犯不良行為の増加の傾向は、犯罪の増加傾向よりも一層顕著である。とくに、中学生の虞犯不良行為は年々急激に増加し、昨年は一昨年と比較して、二五・四八%の増加である。

全虞犯不良行為の内、学生、生徒のおかず率は、最近六ヶ年の平均は五〇%を占めている。

次に、一般青少年の犯罪傾向に

第7表 ぐ犯不良行為少年学生生徒別推移表

区 別		年次別					
		昭和31年	32 年	33 年	34 年	35 年	36 年
小学生	人 員	220	556	1,124	1,374	1,306	1,443
	比 率(%)	12.4	12.8	20.4	17.7	11.4	10.26
中学生	人 員	334	789	1,096	1,463	2,216	3,584
	比 率(%)	18.8	18.2	19.9	18.8	19.6	25.48
高校生	人 員	190	543	807	1,323	1,939	2,179
	比 率(%)	10.7	12.5	14.6	16.9	17.0	15.48
大学生	人 員	15	19	23	38	46	67
	比 率(%)	0.8	0.4	0.5	0.5	0.3	0.47
その他	人 員	18	38	37	61	122	63
	比 率(%)	1.0	0.9	0.7	0.8	1.1	0.48
合 計	人 員	777	1,945	3,087	4,259	5,629	7,336
	比 率(%)	43.7	44.8	56.1	54.7	49.4	52.12
ぐ犯不良行為少年合計		1,779	4,345	5,512	7,786	11,398	14,061

第8表 犯罪少年（触法を含む）中一般少年職業別推移表

職業別	年次別					
	昭和31年	32年	33年	34年	35年	36年
工員、日雇労働者等 少年犯罪に対する比率%	138 16.35	202 20.91	160 17.74	220 19.03	232 17.06	221 15.53
商業（含店員）交通関係 従業員 少年犯罪に対する比率%	75 8.89	100 10.36	97 10.75	37 3.20	197 14.48	175 12.29
事務員、農業水産業等 少年犯罪に対する比率%	33 3.91	46 4.77	27 2.99	74 6.40	36 2.70	47 3.30
その他 少年犯罪に対する比率%	74 8.77	76 7.87	68 7.54	103 8.91	133 9.78	182 12.77
無職 少年犯罪に対する比率%	110 13.03	109 11.27	111 12.4	119 10.29	171 15.03	122 8.57
合計 少年犯罪に対する比率%	430 50.95	533 55.18	463 51.33	553 47.83	769 56.62	747 52.46

ついて、ふれてみよう。

一般青少年の犯罪は、常に犯罪青少年全体の五〇%以上を占めている。これを職業別に推移の傾向を示したものは、第八表である。

この表によれば、一般青少年犯罪は、三十一年度以降その数において、顕著な上昇はみられない。ことに、無職者にはこの傾向は明瞭である。

しかし、一般青少年の虞犯不良行為者は、各職業とも年々増加の傾向を示している。（第九表）

#### (4) 都市集中化

第一〇表及び第二図によって、県下各地区別に犯罪青少年の分布状況をみれば、各年度とも金沢地区が最高で、最近四ヶ年の平均は全県下の四三・三%を占めている。

金沢地区の人口割合が全県下の三分の一弱であるに反し、検挙人員は県下の四〇%以上であることから、青少年の非行の都市集中化の傾向がうかがえる。それは、非行性のある青少年が都市に集る傾向があり、さ

第9表 ぐ犯不良行為少年職業別推移表

職業別		年度別					
		昭和31年	32年	33年	34年	35年	36年
工員	人員	227	738	610	988	1,669	(253) 2,378
	比率 (%)	12.8	16.7	11.0	12.7	14.7	16.91
事務員	人員	27	83	72	138	170	(31) 239
	比率 (%)	1.5	1.9	1.3	1.8	1.5	1.70
商業	人員	160	351	510	722	1,069	(96) 1,177
	比率 (%)	8.9	8.1	9.2	9.2	9.4	8.37
交通業	人員	51	109	76	97	232	(1) 312
	比率 (%)	2.8	2.5	13.8	1.2	2.0	2.22
農業	人員	82	221	193	254	375	(5) 362
	比率 (%)	4.5	5.1	3.5	3.2	3.3	2.57
水産業	人員	39	100	84	69	132	(2) 125
	比率 (%)	2.1	2.3	1.5	0.9	1.2	0.89
日労務者	人員	34	43	107	108	255	(3) 245
	比率 (%)	1.9	1.0	1.9	1.4	2.2	1.74
その他	人員	210	317	338	530	891	(273) 1,090
	比率 (%)	11.8	7.2	6.1	6.8	7.8	7.77
無職	人員	172	438	435	621	976	(160) 797
	比率 (%)	9.6	10.2	7.9	8.1	8.5	5.66
合計	人員	1,002	2,400	2,425	3,527	5,769	(824) 6,725
	比率 (%)	56.3	55.2	43.9	45.3	50.6	47.83
ぐ犯不良行為少年合計		1,779	4,345	5,512	7,786	11,398	(1,712) 14,061

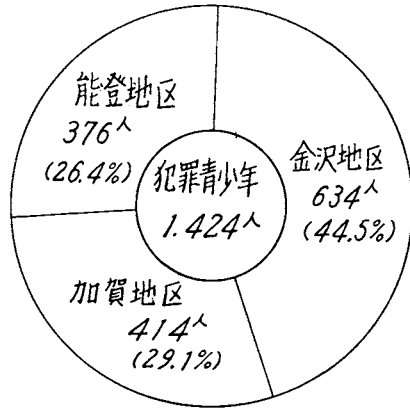


第10表

犯罪少年（触法少年を含む）各署別検挙推移表

地区 (署別)		年度別		昭和33年	34年	35年	36年
		坂	川				
金 沢 地 区	広	坂		139	241	250	317(26)
	玉	川		180	276	273	290(27)
	金	石		26	41	53	27(1)
	小	計		345	558	576	634(54)
小年刑法犯に対する比率 (%)				38.1	48.3	42.4	44.5
加 賀 地 区	大	聖	寺	36	69	78	61(4)
	小		松	57	92	122	141(13)
	寺		井	21	21	42	29
	松		任	39	21	56	65
	鶴		来	19	26	25	18
	津		幡	50	67	95	100(6)
	小		計	222	296	418	414(23)
小年刑法犯に対する比率 (%)				24.6	25.6	30.8	29.1
能 登 地 区	羽		咋	91	60	69	42(12)
	七		尾	59	63	86	130(5)
	輪		島	54	56	75	82(5)
	穴		水	25	58	36	19
	能		都	32	27	39	21(1)
	珠		洲	74	38	61	82(3)
	小		計	335	302	366	376(26)
小年刑法犯に対する比率 (%)				37.5	26.1	26.8	26.4
合		計		902	1,156	1,360	1,424(103)

第2図 犯罪青少年地区別比較図



らに、都市の環境は犯罪を侵す種々の条件が、そなわっているからである。

(5) 集 団 化

非行の特徴の一つとして、集団化の傾向が顕著である。本年一月、金沢市に起った中学三年生四九名の集団乱斗事件をはじめ、傷害、暴行、性犯罪、窃盗などは、殆んど集団的に行われている。中、高校生などの飲酒、喫煙、不純異性交遊、婦女誘惑なども、単独犯は極めて少く、幾人かのグループによってなされている。家出すらも、二、三名のグループによる例が多い。

本年九月金沢市に一八人の少女の集団窃盗グループが検挙された。

「類は友を呼ぶ」の諺の如く、自分と同じような境遇にあるものや、同じような考えをもっているものが、仲間をつくるのである。また、「かれらもやっている。」からという考え方で、非行を互に模倣しあいつつ、その中に道徳心が次第に低下し、非行に走るのである。また、人間は危機場面に遭遇すると集団の一員となって、安定感を得ようとする。これを集団への逃避という。

(6) 性的犯罪の増加

青少年非行のうち性的犯罪の傾向について概観してみよう。第三表に明かなように、強姦罪を侵した人数は、三十一年度以降年々増加し、昨年度は近年の最高数値を示し、二六人となっている。その内、高校生が四人含まれている。強姦罪の全国の傾向は、昨年度は一昨年と比較して二名の減少にかかわらず、本県では五三名の増加を示している。

第11表

ぐ犯，不良行為青少年年令，行為別比較表

行為別	年令別	14才未満	14～15	16～17	18～19	計
凶器所持		8	6	6		20
乱暴		84	(1) 37	(6) 51	24	(7) 196
けんか		(7) 94	87	(3) 62	(1) 59	(11) 302
たかり			2	8	3	13
家出		(32) 79	(43) 82	(86) 150	(31) 67	(192) 378
怠学怠業		(144) 451	(83) 329	(21) 271	(9) 116	(257) 1,167
物品持出		(2) 48	37	(1) 21	(4) 32	(7) 138
金銭濫費		(11) 89	(3) 45	(5) 32	(3) 41	(22) 207
婦女誘惑いたづら		5	13	15	12	45
不純異性交遊		(12) 18	(49) 71	(148) 264	(194) 374	(403) 727
飲酒		(4) 7	25	(4) 288	(52) 609	(60) 929
喫煙		(7) 18	(3) 157	(22) 1,421	(40) 2,069	(72) 3,665
不良交友		(14) 49	(22) 84	(29) 172	(15) 81	(80) 386
不良団加盟			1	10	13	24
盛り場はいかい		(27) 571	(43) 524	(121) 652	(73) 512	(264) 2,259
不健全娯楽		(94) 1,021	(64) 876	(51) 525	(27) 234	(236) 2,656
その他		(32) 371	(25) 223	(30) 227	(14) 128	(101) 949
合計		(386) 2,913	(336) 2,599	(527) 4,175	(463) 4,374	(1,712) 14,061

第12表 学生生徒の家出、不純異性交遊比較表

行為	生徒別					計
	大学生	高校生	中学生	小学生	その他	
家出		(11) 30	(55) 101	(7) 30	5	(74) 166
不純異性交遊	(2) 7	(67) 141	(47) 60	5		(116) 213

さらに、ぐ犯不良行為別推移表から、性犯罪に係る婦女誘惑いたづら、不純異性交遊及び家出などの項目についてみれば、全般的に、いずれも年々増加の傾向を示している。

ただ、昨年は婦女誘惑いたづら及び不純異性交遊の数は一昨年に比較すれば減少しているが、最近数年の傾向は、増加の徴候を示している。ことに、家出は昨年は近年の最高で三七八人となって居り、このうち女子の家出が著しく増加したという昨年度の特殊傾向を県警では指摘している。女子の家出現象は、性犯罪に関連をもつことが推察できよう。

次に、学生、生徒の家出、不純異性交遊の昨年の実状をみれば、第一二表のようである。

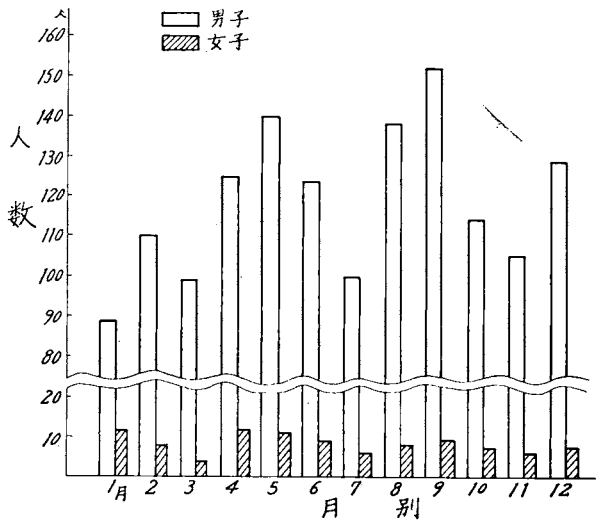
(7) 青少年非行の月別発生状況

青少年非行の発生傾向は、年間を通じて、どのような傾向を示しているであろうか。この問題について、犯罪青少年の検挙数とぐ犯青少年の補導総数を月別にあらわしたものが、第一三表である。

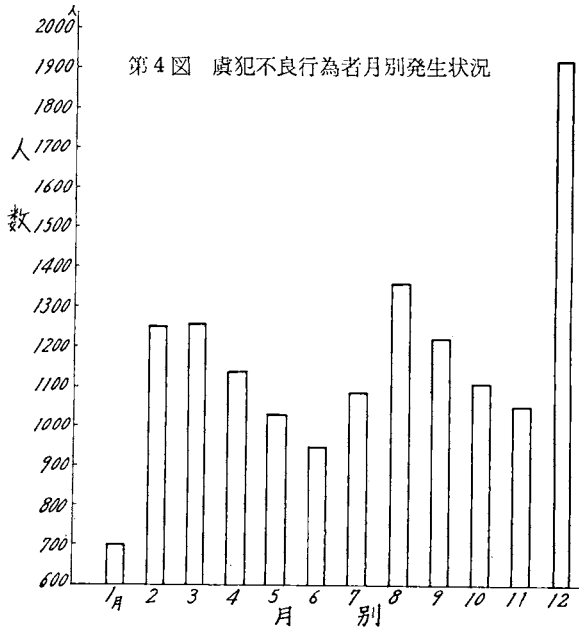
第13表 青少年非行者月別状況

種別	月別												計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
少年犯罪(含む 触法を)	(12) 89	(8) 110	(4) 99	(12) 125	(11) 140	(9) 123	(6) 100	(8) 138	(10) 152	(8) 114	(7) 105	(8) 129	(103) 1,424
ぐ犯不良者	(93) 702	(141) 1,246	(113) 1,253	(120) 1,143	(129) 1,031	(104) 946	(110) 1,087	(150) 1,363	(168) 1,221	(123) 1,108	(156) 1,049	(305) 1,912	(1,712) 14,061

第3図 青少年犯罪者月別発生状況  
(青少年犯罪, 触法を含む)



第4図 虞犯不良行為者月別発生状況



右の第一三表及び第三、四図から、次の諸点が指摘できる。  
 青少年犯罪は、一年間に大体三つの山がみられる。すなわち、五月を中心にした春期、九月を中心にした秋期、一二月の歳末である。

虞犯不良行為には、三月を中心にした山と、八、九月の山と、歳末の一二月の最高の山とが指摘できる。

それらの各ピークの原因について、犯罪の場合は、気候、開放感、社会一般の気のゆるみなどが考えられ、**眞犯不良**行為の場合は、学校の卒業期、休暇、歳末などの原因が考えられる。

この傾向は、今後、警察、学校、家庭などにおける、補導監督に重要な配慮の根拠を示すものといえることができる。

## 第三章 青少年不良化の原因

青少年の非行の原因は、多種多様な要因が複雑にからみあっているものであって、これこれが非行の原因であると、簡単に割り切れることは困難である。

しかし、人間の行動はすべて、主体の側に要求があり、その要求をみたすために環境に働きかける。この働きかけが行動である。

このことについて、レビン(K.Lewin)は、人の行動を、次の公式であらわしている。

$B=f(P,E)$ 。すなわち、Bは行動、Pは個人の内部事情(要求、態度など)、Eは外部事情(環境)であって、行動

(B)は個人のパーソナリティと環境との函数である。(註)と、

青少年の非行も、この原則によるものである。

そこで、非行の原因を、個体の側の要因と環境の側の要因とに区別して、考察を進めてみよう。

もちろん、一応はこのように区別しても、具体的に、各個人の非行、不良化の問題は、質的にも量的にも差異があり、普遍的に妥当する原因の発見は、極めて困難である。

そこで今日の青少年の非行、不良化の原因の中で、比較的、一般的な原因と思われる事柄をあげれば次のようである。

### 第一節 主体の側の原因

#### (1) 欲求阻止の耐忍度(Frustration tolerance)の低弱

人生いつの時期においても、自己のすべての欲求が満足されるものではない。だれもが常に自分の欲求と戦わなければならぬ。

人がある欲求をもって、目標に向かって行動を起したが、何らかの障害のために行動が阻止され、緊張が続いたままになっていることがある。この状態をフラストレート (frustrate) という。このフラストレートに耐え得る強さを、欲求阻止の耐程度 (Frustration tolerance) とする。

このフラストレーション、トレーランスと不良行為とは関係がある。

一般に、精神低格者、変質者、幼児などは精神発達が不十分で、耐程度が低く、行動が衝動的になり易い。また、一人っ子、末っ子、長子、祖父母育ちの子、年寄っ子などにわがままものが多いのは、幼児期からフラストレートの経験が少く、耐程度が充分に発達しないからである。その他の子どもでも、幼児期から、あまやかされ、保護されすぎてそだてられたものは、自分の欲望との戦いがなく、欲求阻止の耐程度が低弱になる。幼少年期には、彼等の欲求も単純で、力も弱いため、両親はそれを容易に満たしてやれるが、青年期になると、その欲求の種類も、生理的欲求、社会的欲求、自我欲求などと増加し、その力も強くなってくる。

この強力な欲求が満足させられる環境状態でなく、青年自身にそれを満足させ得る能力もなく、耐忍力も低弱であるところへ、外界から欲求をあふり立てるときつい刺戟が、これでもか、これでもかと押しよせてくるのが、今日の社会状態ではなからうか。

もちろん、このような渦巻きの中に生活していながらも、大多数の青少年は、非行も、不良化もしないのである。彼等もフラストレートに悩まされつつ、やむを得ず欲求を放棄したり、障害を合理的に解決したり、耐忍したりして、堅実に生きぬいているのである。



今日、青少年の不良化は、年毎にその数を増加していく傾向にあるということは、換言すれば、欲求阻止の耐忍度の低弱な青少年が、年々増加しているといふべきではなからうか。

この問題を裏づけるような実例は、前にもふれた本年九月、金沢市の少年補導センターに摘発された少女集団万引グループである。このメンバーは年令は一三才（中学一年生）が最も低く、最高一六才（高校生、勤労女子青年）の少女たち合計一八人からなっている。

警察のしらべによると、彼女達は大体は、はで好み、強情、大胆、放縦であるという。

しかも、一八人の内八人が一人娘である。

一人娘が、幼児期からどのように取扱われ、育てられてきたかを想像すれば、欲しいものはなんでも与えられ、わがままもゆるされ、保護されすぎて育てられ、欲求阻止の耐忍度は養成されたとは考えられない。それが、青年期になって、欲求はつのる一方で、家庭ではその欲求に応じ切れないし、自分の心の中に耐忍性が低弱なために、非行、犯罪へと転落していったのであろう。

さらに、本年、金沢市で一月から九月までに犯罪青少年として検挙された者総計三九一名について調査してみたところ、一五五人、約四〇％は、一人子と長男であった。この場合も一人子、長男は幼児期からどのように家庭で養育されるかを想像すれば、やはり、耐忍度は充分養成されたとは思われない。

要するに、青少年の不良化、非行の原因の一つは青少年の欲求阻止の耐忍度の低弱によるものと考えられる。（註七）

## (2) 社会に適應する能力の不足

混乱した現代社会においても、健康な精神を所有している大多数の青少年は不良化しないのである。彼等は人生に率直に直面し、現実から逃避しない。人生の危機場面に遭遇しても、冷静に、先を見透し、成功的に社会に適應する意志

と能力とをもっているのである。困難な生活情勢の中で賢明に、建設的に行動する能力は、如何なる地位、如何なる職業人にも必要で基本的なものであろう。

非行青少年は、このような社会に適応する能力が不足しているのである。

適応の能力が不足していて、度々、適応に失敗すると、不満足、欲求不満、情緒の不安定、病氣、思考又は行動の悪習慣、恐怖、煩悶、劣等感、ごまかし、反社会的行為などがあらわれてくる。

それでは、このような適応能力はどのようにして養成されるものであろうか、それには、幼児期からの成長過程が問題になる。

幼児が家庭生活から学校生活に入る頃になると、生活環境は拡大する。そして、彼等はその生活環境の一つ一つの場面で、自分はどうのように自己表現したらよいか、どんな行動をしたらよいか、という課題があたえられる。

たとえば、ある一人の子供、A君は「子供としてのA」、「孫としてのA」、「お兄ちゃんとしてのA」、「学級委員としてのA」、「男の子としてのA」、「グループの一員としてのA」などというように、たくさん自己をもつのである。つまりどの自己も、中核としての自我が、その場面、その場面でいろいろの役割 (role) があたえられることになる。そして、彼等は自己の社会的地位にふさわしい行動をするように、周囲の人々から期待され、要求されるのである。これを役割期待という。(註。)

彼等は両親、兄弟、教師、友人などとの人間関係をとおして、自分のなすべき行動を学習し、自分がそれぞれの集団の中で占める地位を自覚し、何んとかして多くの人々の期待や要求と調和しようと努力しつづけるのである。このようにして、彼等は、自己の適応能力を人間関係を通じて、彼等自身で自然に学習してつくりあげていくのであるが、その生育の過程のうちに、なんらかの理由で、適応の能力を充分に身につけられなかった者は、不適応行動をするのであ

る。

とくに、青年期になると人間関係は複雑になり、他人の存在、他人の感情、他人の自分に対する思わくなどに敏感になる。また、自己主張は強烈になり、他我との対立が生ずる。他我との対立から、自我の中に自己劣等感、萎縮感、自信過剰、拡大感、優越感などが生じ、自分に対する不満足、満足という、強い自我感情があらわれてくる。

このような自我感情が強まるにつれて、自分が環境からの期待や要求に副うことができれば、集団の中で安定感が得られ、満足と快適な生活ができるのであるが、反対に、もし自分に環境からの期待や要求に副うことのできる能力が不足していることに気がつき、相当に努力しても、役割期待に副えない場合には、不安定感、自己劣等感、自己嫌悪感に悩まされるのである。そして、追いつめられた状態、あるいは集団からはじき出されている時、又は本人がそう思っている場合には、反抗や粗暴な振舞いをし、ついには自暴自棄、非行や自殺へとかり立てられて行くのである。

例えば、学業成績が不振で、教室内では、教師の期待に副えない、教師の指導についていけない、教師からも学友からもみとめてもらえない生徒は、学校生活は甚だ苦痛になり、怠学、ぬけ遊び、ずる休みなどの不良行為が生ずるのである。また、ある生徒で、家庭で両親が有名高校へ、さらに一流大学への入学を期待しているのに、自分の実力では、その期待に副えそうもないし、両親から勉強を強いられると、家庭生活に不満、不安定を生じ、家庭は圧迫、束縛の場となり、家出、不良交友、不健全娯楽、犯罪などに転落していくのである。前にもふれた本年一月十四日の金沢市に発生した事件で、六つの中学校三年生四九名が、日本刀、空気銃などの凶器をもって、卯辰山に集り、二群に分れて乱闘した事を例にして、この問題を検討してみよう。

この四九名の三年生は、事件当日臨時に誘われて参加した者二、三名以外の者はほとんど学業成績は不振で、学習意欲を欠き、家庭はいづれも中流か、それ以上の家庭で、高校進学を親から期待されていたようである。一般的に、この

ような生徒は、学校では、教師の指導についていけず、教師の期待に副えず、家庭では両親の期待に副えない状態であると、学校も、家庭もつめたい、抑圧の場となる。このような場から逃れて、安定感のもてる場へと集まる。その場は、自分と同じ環境にあって、同じ考え、同じ悩み、同じ不満をもっている者同志の集合の場である。

このような集団の中になれば、安定感が得られるのである。このような集団は、一校単位でなく、全市的横の連絡組織ができています。これがこの種の集団の現代的特色である。

市内中学校で何れの学校にも、この種の生徒が存在するのである。しかも、単位グループには番長と称するリーダーがあつて、番長の命令一下、同一地点に、同一時刻に集合できるという、前近代的ヤクザ組織ができて、ヤクザ活動をするということになるのである。

彼らはいづれも環境に対する不満をもち、自己劣等感と優越欲をもっている。これらの欲求不満を集団の中で、補償的行動で解消しようとする、その行動が、喫煙、飲酒、不健全娯楽、婦女いたづら、乱暴けんかのような非行である。

戦後民主主義によつて育てられ、自主、自律性を目標としてなされた学校教育を九年間受けて来た生徒にして、このような組織、行動がなされるにいたつた事は、甚だ残念至極なことであり、今後、このような青少年がどんな社会を作るかを考える時、憂慮にたえないものがある。

### (3) 情緒の不安定性と衝動性

人は社会生活、集団生活をするためには、社会を認容し、社会に適應しなければならぬ。社会に適應するためには、前述の如く適應の能力も必要であるが、自己の衝動を制御し、忍耐し、葛藤を克服することが必要である。

非行青少年は、自己の衝動を制御する自制力が弱く、生理的、本能的な原始的欲求をそのまま行動にあらわすのである。

健康な精神の所有者は、すべての原始的欲求を、社会的規範体系にてらして、自己を統制しながら社会の中に生きていく。

しかし、非行青少年は、生理的、自然的欲求を統制することができず、生理的自然人にまでなりさがり、生物学的水準で行為するのである。

他方、青年期の心理的特徴として、情緒の不安定があげられる。彼等の情緒は、喜びと悲しみ、愛情と憎悪、従順と反抗、得意と失意など、極端から極端へ振り子のように動くのである。ことに、否定的情緒といわれる、怒り、恐怖、悲しみ、憎しみなどが急激に、しかも極度に高まると、合理、非合理、正邪善悪の知的判断ができず、原始的、衝動的な行動をするのである。それはあだかも、小鳥を部屋に放った時の如く、光のさす窓に夢中に突進するような、運動暴発を示すのである。

凶悪犯といわれる強盗、殺人及自殺などの行為の心理状態は、すべてこの情緒の不安定と衝動性が根底にあるものと考えられる。

例えば、浅沼氏を刺した山口少年も、島中氏を殺害しようとしてしのびこんで、老家政婦を殺し、夫人に傷を負わせた小森少年などの行為は、このように解釈が出来る。さらに、運動暴発と同様に短終反応がある。たとえば、飢えた鶉を柵の中に入れて、柵の向うに餌をおくと、うしろに通路が開けてあるのに気がつかず、直接に餌に向って突進して行く行為である。

非行青少年の行為には、この鶉と同じ行為がある、強度の欲求が起ると社会的規範、障壁を意識しないで、不合理な行為、不道德な行為を衝動的に行うのである。

たとえば、二、三千円の小遣いが欲しい時、正当な手続きで、働いて手に入れることをせず、強盗、恐喝、殺人すら

あえてなす、犯罪青年がある。また、性的欲望にかられて、婦人を襲う青少年もある。

このような、運動暴発、短終反応行為をなす青年が今日、甚だ多くなつたのである。これらはみな、情緒の不安定と衝動性によつて、社会的規範を無視し、動物的な行為をするものたちである。(註9)

#### (4) 心身発達の不均衡

青年期の身体発育は、大体十三才から十六才頃までは身長、体重、胸囲は急速な発達を示すばかりでなく、身体の構造と機能にも一大変化をみる時期である。十七才以降からは身長、体重、胸囲の発達は緩漫となり、大体において男子は二十才頃、女子は十九才頃に停止するといわれている。

青年期のこの急激な身体発達と性的成熟とは、この時期の特徴で、これらの発達は、青年の精神生活に大きな影響を与えるのである。特に性腺の発達は第二次性徴の出現の原因となり、男女の性差を明確にし、強い性的要求を出現させる。身体発達から肉体的な力の意識を高め、運動機能や作業能力にも自信をもたらすのである。

情緒面では、身体構造の変化から不安定となり、反抗や粗暴や懷疑や孤独へのあこがれなどの青年期的精神現象をあらわすのである。

思春期のはじまりは、従来の学説では大体、十三才から十四才の間であり、すなわち中学校の二年生ないし三年生がこの時期に当る。女子は、はやいものは、すでに中学校の一年の初めに思春期にたつしているが、しかし大部分の生徒が思春期にたつするのは、中学校一年生の終りごろからである。男子の青年期的成熟は、女子にくらべると、およそ一ヶ年間遅れている。すなわち男子は、中学一年生のころは、まだ子供で、二年生になって青年期的成熟をあらわしはじめると、主張されていた。

しかるに、現今の少年少女は、思春期に入る時間が一年ないし一年半早くなつているといわれている。小学校五年の

女子で性的成熟の徴候を示す者もあり、六年生では可成りの数にのぼるといわれている。男性に於いても、同様に早くなっている。これは最近の少年の身体的發達の加速現象を示すものである。

このような急速な身体的成熟に対して、社会的、知的、道德的發達のアンバランスがあやまちを犯す可能性をつくっている。

最近の青少年の犯罪の低年化傾向や中学生の犯罪数の激増傾向の一つの原因は、ここにある。

とくに、中学生の頃は、自我があやふやで弱く、主体性は確立していないために、誘惑にかかり易い。他方、「好奇心が強く」、「スリルを求め」、「計画性なく」、「英雄崇拜的で」衝動的な行動に走りやすいのである。

性的問題でも、考えたり悩んだりするより行動で解決しようとする。

生理的、心理的緊張を解消すること、欲望を満足させることだけを考えて、他人の迷惑や、社会的規範などを考えないのである。

むしろ、法律、規範を故意に破ったり、他人を暴力で屈服させて、英雄感を満足させようとしたりする。

このような、反社会性、非道德的な心理傾向も、不良化の原因である。

## 第二節 環境の側の原因

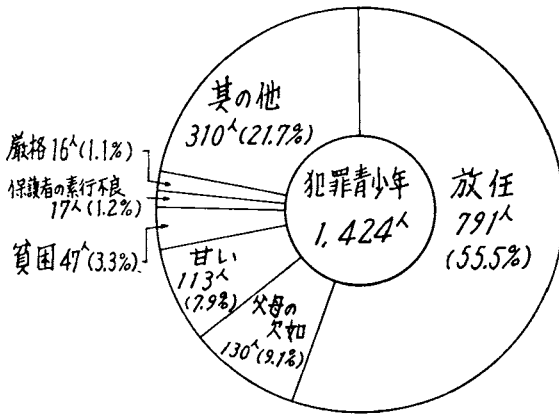
### (1) 家庭的原因

昨年度の石川県警の統計によれば、家庭的非行原因は、第一四表及び第五、六図の如くである。青少年の非行の原因の内、家庭的条件は最も有力であることは明かであるが、この統計上の家庭的原因は、取り調べ警官の主観的推定に基づいたものであって、科学性に問題があるが、しかし、第一四表によれば最も大きく影響していると思われる原因は犯

第14表 青少年の家庭的非行原因調

非行別	区分	放	甘	厳	不	保	父	貧	虐	そ	総
		任	い	格	和	護	欠	困	待	他	計
犯罪少年 (を含む触法少年)	人員	(56) 791	(2) 113	(1) 16	(4) 7	(3) 17	(11) 130	(8) 47	2	(18) 301	(103) 1,424
	比率%	55.5	7.9	1.1	0.5	1.2	9.1	3.3	0.2	21.2	
行爲不良少年	人員	(919) 7,480	(212) 1,531	(20) 161	(32) 145	(24) 94	(176) 1,016	(39) 277	9	(290) 3,348	(1,712) 14,061
	比率%	53.2	10.9	1.1	1.0	0.7	7.2	2.0	0.1	23.8	

第5図 青少年の家庭的非行原因 (犯罪少年・触法少年)



罪、虐待行為とも、それぞれ五五・五%、五三・二%と半数以上が保護者の放任となっている。これについてあまやかし、父母の欠如などがあげられているが、これは要するに、保護者が青少年を理解し、見守ってやることのできなかったことを、あらわすものである。

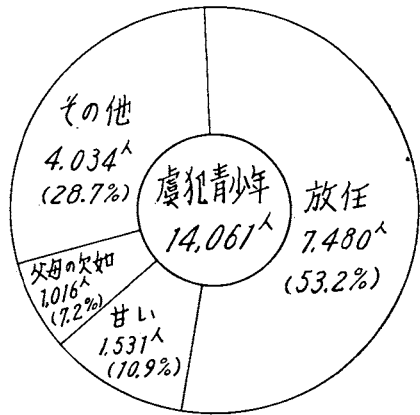
さらに、第一五表及び第七、八図は、非行青少年の保護者の欠損状況を

示すものである。

これによれば、犯罪少年では、実父母のあるものが一、一〇一人で七七・三%であるに反し、父母が欠けていたり、継父母であったりするもの、すなわち、欠損家庭のもののは三二三人、二二・七%である。一般社会全体からみると父母の欠けているものは、五%内外といわれている点からみ



第6図 青少年の家庭的非行原因  
(虞犯青少年)



年を比較すると、犯罪少年もぐ犯少年も、父なし家庭の子供は、何れも三倍となつている。一般に父なし家庭は、母なし家庭よりも、多いことは想像されるが、一面、青少年時代には、父の権威、指導が必要であることを示しているものと考えられる。

家庭の経済状態と非行少年の関係については、第一六表の通りである。家庭経済中位の者は六四八人四五・五%、下位は六六三人四六・六%となつており、上位三六人二・五%にあたり、この統計からみれば犯罪青少年は貧困から生ずるといふことは断言できないようである。

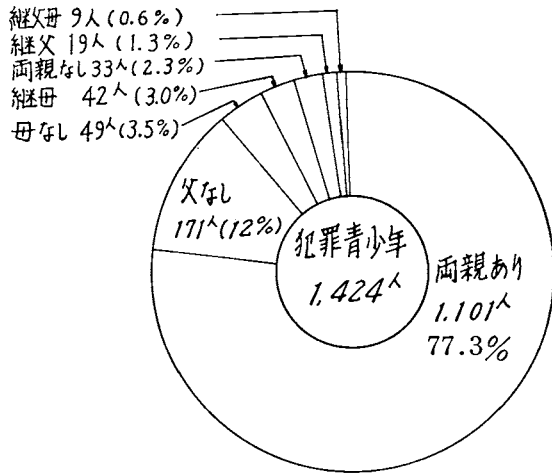
て、欠損家庭の青少年は特に非行の比率が高い。ぐ犯不良行為青少年でも、実父母のあるものが一一、三六五人八〇・八%であるに反し、欠損家庭の少年は一九・二%で、高率を示している。欠損家庭の中で、父なし家庭と母なし家庭の青少年

第15表 非行青少年保護者欠損状況調査

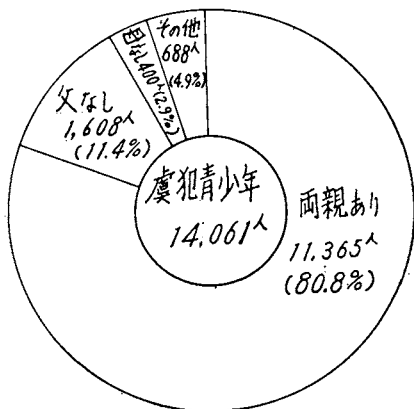
区分 非行別	保護者欠損状況								総数
	両親あり	両親なし	父なし	母なし	継父母	継父	継母	欠家庭損計	
犯罪(を含む)青少年	人員 1,101	(70) 33	(14) 171	(3) 49	(1) 9	(3) 19	(6) 42	(33) 323	(103) 1,424
	比率%	77.3	2.3	12.0	3.5	0.6	1.3	3.0	22.7
ぐ犯不良青少年	人員 11,365	(1,287) 197	(227) 1,608	(75) 400	(12) 90	(30) 121	(51) 280	(425) 2,696	(1,712) 14,061
	比率%	80.8	1.4	11.4	2.9	0.6	0.9	2.0	19.2

ば、約六三％となる。  
 ぐ犯不良行為青少年の場合には極富のもの三人あり、中位が五九・一％で半数以上をしめ、中位と上位を合計すれば、約六三％となる。  
 家庭的非行原因は、以上の問題以外に、両親の文化的水準の高低、道徳観念の有無、家庭内の雰囲気、祖父母、兄弟関係など種々の問題が考えられる。これらについての考察は、次の機会にゆずり、家庭のもつあらゆる条件を調査し

第7図 非行青少年保護者欠損状況  
 (犯罪青少年, 触法を含む)



第8図 非行青少年保護者欠損状況 (虞犯青少年)



第16表 非行青少年と家庭経済状況

区分 非行別	極富	上位	中位	下位	極貧	総計
（を含む） 触法少年 犯罪少年		(2) 36	(28) 648	(65) 663	(8) 77	(103) 1,424
為少年 犯不良行	3	(54) 538	(799) 8,317	(761) 4,731	(98) 472	(1,712) 14,061

もしかけはなれた子どもができたとなると、学校の教師のみがその責任を負うべきものであろうか、もちろん教師の責任はまぬがれることは出来ない。

学校の生徒は、家族の一員であり、同時に社会の子どもでもある。そこで学校教育を論ずる前に、まず、戦後の大人の社会行動はどうであったであろうかを概観してみよう。

戦後、大人は平和的な国家及び社会の形成者らしい行動をしていたであろうか、むしろ、国をあげて、毎日闘争であぐりていたではなからうか、政党人の闘争、労資の闘争と血なまぐさい闘争のルツボと化した混乱の叫び声を聞きな

て、非行青少年と家庭環境とを、後日まとめてみたいと思う。

ただ、青少年の不良化と家庭教育の問題については、第四章の不良化防止のための家庭教育の問題のところで述べる。

## (2) 青少年不良化と学校

戦後、わが国の学校教育のめざす理想的人間像は、教育基本法の第一条に、次のように規定してある。

「教育は人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神にみちた心身ともに健康な国民の育成を期して行なわれなければならない。」この精神に従って、今日の学校教育が発足し、今日も進んでいるのであるが、現代の子どもは、この理想像とはあまりにかけはなれているのではなからうか。

がら、今日の青少年は成長してきたのではなからうか。

真理は真理として価値がみとめられ、正義は正義として尊重され力をもっていたであろうか。個人の価値は尊重されていたか、毎日増加する交通地獄のいたたましい犠牲者、各地の天災、人災による被害をみて、個人の価値が尊重されていたといえるであろうか。

勤労と責任は重んじられていたか、労せずして得をしよとす傾向は、一般成人が範を示しているのではないだろうか、さらに、現代は無責任時代という言葉までできて、各所に事故を起しているではなからうか、心身ともに健康の保持ができていであろうか、国民全体が不安に満ちて一種のノイローゼ時代ではなからうか、国際的にも、経済的にも、道路を歩いても不安と恐怖におののき、将来の見透し、希望をもち得ないのが現代社会ではなからうか。

このような社会環境の中で、学校教育だけで青少年を理想的人間に作る得るものであろうか。

もちろん、学校にも青少年の不良化と関係のある問題がある。その問題の第一は受験本位の学校教育である。

現在の学校教育（中、高校）は、基本法に示されている教育目標を見失っているかに考えられる。大多数の中学校、高等学校は、上級学校進学を第一目標にして、人格の完成、人間作りは二義的に考えられているように思われる。

もっとも、一般社会の傾向として、中学校卒よりも高校卒を、高校卒より大学卒を、優遇し、高く評価し、人格や技術を第二義的に考えている。しかも、学校に優劣の差をつけ、卒業学校と人間とを関連させて、人物評価をしようとする社会思潮は、学校教育に大きな圧力をかけている。

このような社会の要求や父母の要求を満足さすためには、教師はやむを得ず受験本位の教育にならざるを得ないとも考えられるが、青少年不良化の問題と受験本位の学校教育とは密接な関係をもっていると言える。

中、高校で、受験本位、競争本位の教育を受けた場合に、目標校を定めて、受験勉強に夢中になっている生徒はまだ

しも、本人の能力はあっても、家庭の事情で進学のできない者、受験しても、試験に合格する見込みのない者は、学校生活に興味を失い、勉強に意欲は起らず、勉強をしなくなる、しないから成績は低落するという悪循環をしている。

学校側の取り扱ひも、進学組の世話に熱心で、就職組のためには不熱心であると思う生徒もあるかも知れない。学力でもう授業について行けないと思う生徒は、劣等感、卑下感をもって、ややもすると脱落し、度がすぎると怠学、非行、犯罪にまで転落していくことになる。

人間そのものは劣等ではないが、大多数のものと知的的にも、行動的にもどうしても足なみをそろえて行けない者は、いづれの時代にも、どこ这个社会にも必ず存在する。このような生徒達に対する充分の処置が、特殊の学校は別として、普通の学校教育ではとられていない。

学校教育の方法と内容が余りに均質をねらっていて、生徒各々の個性や特殊性に対する考慮が不充分なところに問題がある。

ついでいけない生徒達を放置しておいてはならないことはわかっているけれども、ほとんどの学校では、このような生徒を充分世話するだけの人的余裕をもっていないし、特別の処置を施さずそのままにしてある。受験本位の学校であればあるだけ、このような生徒を多くつくっているのではなからうか。校内で教師からも、友人からもみとめられない、成績があがらない、授業がわからない、そのため学校生活は不満である。その不満を学校内で爆発させる場合もあり、校外で集团的非行で発散させる場合もでてくるのである。

第二点は、新しい教育は、児童生徒の自発性、自律性、自己活動を尊重するあまり、衝動的行為までが認容されていではないか、すなわち、道徳的嫉の問題に甘さがあつたのではなからうかという問題である。また家庭や学校で児童、生徒を叱らない育て方に問題があつたのではなからうか。一切のことを叱らないで、いいきかせるだけで、子ども

は善良に育つという考え方に、甘さがあつたようである。

人間はすべて、多くの欲求をもち、わがまま勝手に振舞いたい本性をもっているものである。ことに子どもはその傾向が強い、その時期にただいい聞かせるだけで、この本性を押えることはできないである。

幼児期から児童期にかけて、両親や教師の命令、禁止に服従するしつけは、叱らない教育では効果をあげられないと思ふ。

両親や教師の命令、禁止にしたがわない子どもは、青年期になっては、社会の規律にしたがわないのは当然である。自発性、自律性、自己活動を尊重する教育のねらいは、誤りではなく、他人に依存しないで、自分で判断し、自分で計画し、実行して、結果を自己評価し、反省するという子どもをつくるという教育は正しいと思われるが、その反面に、他人に迷惑をかけてはならない、他人の自由、他人の人権を尊重しなければならないという真の民主主義教育が不徹底であつたと思われる。

青年期になると、自己主張の傾向が強まり、自己を判断の権威者とし、自分の行為、考え方が最善だと思ひあがる時期である。

そして、自己を強力に主張し、自己を束縛し、圧迫する一切のものをはねのけようとする。そのため、規則を破り、反社会的行為を敢えてする。また、厳格な家庭から出たり、窮屈な雇主を拒否して職場を去って、自由に生活したいために流浪の旅に出て、やがて非行犯罪への道を進むようになる者もでてくる。

第三の点は、教育上の権威の喪失についてである。この問題は学校のみでなく、家庭でも、一般社会にも存在する問題である。

敗戦前の日本社会は、上から下への秩序のうちに、自分をはめこんで生活していた。その最も典型的な組織は軍隊で

あった。兵士は自分自身の決定による責任をすてて、すべて上官の命令にまかせていた。上官は天皇陛下の権威にまかせていた。

敗戦後の日本社会は、すべてを自分で決定し、自分で生活して行かなければならなくなった。列車に乗るにも人を押しつけて、窓からでも乗り降りしなければならぬ、食べるものも自力で獲得しなければならぬ、頼るものは自分の力だけであった。

やがて、米国から与えられた民主主義と近代社会の構造が作られた。すなわち、社会構造、政治機構は民主化して（憲法改正、民法改正など）個人は経済や法律の面では、近代人になったが、社会意識ではまだ近代以前の人間である。すなわち、社会構造は近代的だが、社会意識は封建的だというような分裂した社会ができた。

従来 of 伝統的な権威に対する不信頼の風潮が一層強くなってきた。教育上には、両親も、教師も一般の大人も権威を失墜した。

民主主義社会では「人民の声が権威」としての価値をもつことになったが、しかし、この「人民の声のもつ権威」は青少年の行動を、なんら規制する力をもっていなかった。青少年はそれを権威あるものと考えないのである。

このように、親も、教師も、先輩も、世間も、社会的規模も権威を失った社会に生活する青少年は、自己中心的の考え方、原始的利己心によって行動するようになった。

事実上、大人の実力が役に立たない場合も少なくないということと、自信を失った大人が多いこともある。また、一面では青少年の側に大人に対する不信感がある。たしかに、青少年の正義感からみれば、大人のもつだらしなさが目につくであろう。

このような大人に対する不信感学校においては、教師に対する生徒の軽侮、教師に対する暴力事件となってあらわ

れた。職場において青少年従業員が主人に暴力を振って傷害を与える例もあり、家庭で親を脅かす子どももできてきたのである。

このように、青少年には一切の権威もなく、こわいものがなくなった、そして、自分の意のままに行動することが自由主義だという自由のはきちがあて、規則に従うということは自由に反することだと考えるようになった。実はそうではなく自分の欲望、衝動から自己を開放して規則に従うというの方が真の自由なのだという了解にまで、教育されなかったのである。

以上の教育者の権威の喪失と、真の自由主義、民主主義教育の不徹底が、青少年不良化に深い関係をもっている。

### (3) 青少年不良化と一般社会

青少年の不良化は、一般社会の成人の影響による点が極めて多い。

青少年期は成人の行為を模倣し、大人の世界へ背のびする時期であり、自我未完成で動揺し易く、環境に支配されやすいところである。

現代のような混乱した社会では、多くの刺戟にかりたてられ、犯罪、非行をなすものが、できるのである。

非行の社会的要因は、簡単に決定し難いが、県警の統計によれば、第一七表の如くである。青少年の犯罪の社会的原因のうち、映画、演劇によるものが最も多く、ついで雑誌、読物が多く、ぐ犯不良行為では、これらについて風俗慣習によるものがあげられている。

この原因調査も、取調べ警察官の主観的判断によるもので、充分科学的であるとは考えられないが、現実の問題として、映画、演劇、テレビ、週刊誌、新聞、その他の読物によって不良化する青少年が、かなり多いことが想像される。

次に、この統計に関連して、さらに社会的悪条件を分析すれば、第一に、性の開放と享楽主義、第二に、マスコミの



第17表

## 青少年の社会的原因調

原因別 非行別		新聞 ラジオ	雑誌 読物	映画 演劇	広 告 ポ ス タ ー 等	射 撃 的 施 設	玩 具	ダ ン ス	わ い 談	風 俗 慣 習	そ の 他	総 計
犯罪少年 (を含む)	人員	15	(2) 42	(7) 128	1	(1) 5	13	1	3	121,	(93) 204	(103) 1,424
	比率%	1.1	2.9	9.0	0.1	0.4	0.9	0.1	0.2	0.8	84.5	
為 不 良 行 犯 者	人員	(15) 195	(39) 539	(386) 2,115	(3) 76	(3) 651	42	(147) 256	(15) 67	(195) 1,058	(909) 9,062	(1,712) 14,061
	比率%	1.4	3.8	15.1	0.5	4.6	0.3	1.8	0.5	7.5	64.5	

影響、第三に、勤労青少年の不遇などの事項があげられる。これらの諸項は、学校教育のめざす、理想的人間育成のための障害になり、青少年不良化に、密接に関係のある社会的悪条件である。

#### 第一点の性の開放と享楽主義について

戦後の日本社会の傾向について、宮城音弥氏は、次のように述べている。すなわち、「戦後の日本社会は法の力が弱まったとともに慣習が無力化したことである。人々は、第一に過去の慣習に対する信念を失い、過去の慣習にしたがった行動の仕方をすることが少なくなった。第二に、戦場における行動方法、軍隊生活中の慣習をそのまま社会のうちに延長してきている。第三に、戦争の体験を通じて人々はニヒリスチックとなった。ニヒリズムは、瞬間にのみ生きようとする態度と結びつき、衝動にブレーキをかけないのである。」と、たしかに、個人の欲求や衝動を抑制していた慣習が力を失い「私」の世界で内密に行なわれていた性的談話や性的刺戟の伝達は、エロ文学やエロ雑誌、エロ広告、エロシヨウという形で「公」の世界に氾濫してきたのである。

このような性の開放傾向が、青少年を強く刺戟して性的犯罪、非行を侵すのである。

つぎに、戦後の日本の社会風潮は、レージャーブームと呼ばれるよう

に、余暇を楽しみ、人生を楽しもうとする傾向がつよまり、これが脱線すれば、享樂的になり、犯罪、非行の危険性はらんでくるのである。

ニヒリズムの傾向は、瞬間にのみ生きようとする態度と結びつき、将来に対する見透しも、計画もなく、現在の生活を楽しもうとする風潮に拍車をかけている。

しかも、ニヒリズムは本能や衝動にブレーキをかけなくなつて、青少年の不良化の原因をなしている。

現今の青少年は将来のために働くという氣風が少く、生活を享樂するために、目前の利を追う傾向が強いのである。

これも、一般社会の風潮が、青少年に影響したものと考えられる。要するに、性の開放は、青少年に必要な以上の強烈な刺激を与え、享樂傾向は経済的困窮の原因をつくり、いづれも非行の条件となつている。

第二点はマスコミの影響である。

県警の統計にも明かなように、非行青少年には映画の好きなものが多く、犯罪の原因のうち、最高の比率を占めているのは映画演劇となつている。その映画もくだらぬものが多く、そのうけとり方も、つまらないところばかりを見てまねをするということが多いようである。

この傾向はテレビについても同じことがいえるのである。

映画やテレビから受ける直接の影響として、いろいろの欲求が刺戟されることと、犯罪の手口、方法を覚えることが挙げられる。

最初は異常に感じたことでも、度々接していると、異常感がうすらぎ、犯罪行為を平氣に実行にうつすようになるのである。

映画、テレビ、週刊誌、エロ文学、新聞小説、その他の雑誌などに表現されている内容を、フィクションの世界としてながめることのできる場合には無害であるが、思慮のたりない青少年は、現実の世界のできごととしてとらえ、直ちに現実の世界に実行することに問題がある。

今日、これらの未整理のままの文化財が激増し、日ましにどぎついものが、次から次へと思慮のたりない青少年の前にさらけ出されて、青少年を悪の道にかりたてている傾向がある。これは資本主義社会の功利的な大人の側の無責任さによるものである。

さらに、青少年の欲求をかりたてる各種の材料と広告がはらんしていることである。青少年はあれも欲しい、これも欲しいという無数の欲求を内に秘めていて、ふとしたことで犯罪に陥ることがあるのである。

今日の社会の消費ブームとマスコミの暴力が強化されればされるほど、青少年の犯罪は増加するであろう。

第三点は、勤労青少年の不遇についてである。

勤労青少年の実態について、統計的な資料はなく、明確に結論づけることは困難であるが、金沢市内の勤労青少年のサークルの一つである「麦の芽会」の会員や青年学級生の声、雇傭主の集会等からの意見を基礎にして、その実態についてふれてみよう。

義務教育終了後から満二〇才未満の勤労青年の数は、県下にかかりの数にのぼっており、彼らの一年間の離職、転職者も、相当多いようである。

これらの離職、転職の原因のすべてが不遇のためとはいえないが、一定の職場で何年間も、辛抱して勤続しにくい条件が多く存在することが推察される。しかも、離職後は、よりよい条件で再就職できる事例は、極めて少ないようである。そうした場合、それらの青年の何割かが、非行、犯罪に落ちていくのである。

逆に、犯罪を侵した勤労青年の多くは、一定の職に長続きしないで、転々と職場をかえているのである。

その理由の主なるものは、将来の目的、目標の見透しがたたないこと、労働と賃金の問題、職場内の人間関係（同僚間及び主人との）が円満でないことなどである。

以上の外に、種々の条件が考えられるが、要するに、今日の勤労青少年が、必ずしも恵まれた状態ではないことが問題である。

彼らが最初就職する時には、大きな希望と目的をもって職場に入るが、日時の経過するにつれて、輝かしい希望、大きい目的は、一つ一つ破壊されていくのである。

日本の社会機構は、低賃金―多数雇用の原則に支配されていて、青少年は低賃金であまじなければならぬ。しかも、生活は次第に近代化し、はでになり、欲しい物は多くなり、生活費は日一日と増加する。生活費と収入とのバランスがとれなくなってくる。この状態は青少年だけの問題でなく、それを我慢しなければと、いえばそれまでだが、ここに、勤労青少年犯罪、非行の一つの原因が蔵されている。しかもなお、多くの勤労青少年は都市に集中する。都市でなければ、働く場がないからである。都市には、犯罪を起す機会、彼らを悪に誘う、落とし穴が多いのである。

更に、都市は、勤労青少年に対して、極めて冷酷である。

中学を卒業して、農山村から都市に出て来た孤独な勤労青少年達は、共通して、はやく一人前の大人として取扱われたいと、こいねがっている。しかし技術、能力の面にも、経済的な面にも、早く一人前になって独立したいと望んで努力しても、なかなか思うようにならない。

時には、上級学校へ進学した友達と自分とを比較したりすると益々自分がみじめなものに見えてきて、自己劣等感におそわれる。

このような不安から逃れたいために、虚勢を張って、自分を社会人として、一人前に近いのだという点で、自分をなぐさめようとしたり、他人からみとめてもらいたいために、煙草もふかし、のみたくない酒にも手を出してみる。すなわち、社会的早熟行為を行うようになる。

このような虚勢的行為そのもの、更にそれが習慣化してくると、益々経済的に無理が生じ、非行、犯罪へと転落していくのである。

青年の中には、劣等感から、自暴自棄になり人生を破滅に導く者がかなり多いのである。

#### (4) 友人 関係

青少年の不良化と友人関係は見逃がすことのできない問題である。

警察統計によれば、昨年の非行の原因の中で、悪友の感化と思われるものは、犯罪少年では、二二五人で、全犯罪の一五・八%、ぐ犯少年は一、六五七人で、全ぐ犯の一・八%となっている。

これは青少年の不良化の原因として、友人の影響が有力であることを示したものである。

青少年は先天的な素質と幼児期の家庭生活を通じて育成された自我の体系をもって、学校生活にはいつていく。学校生活中にも、家庭の影響を受けながら、友人関係を結んで成長していく、このころの自我は未完成である。小学校三年生頃から四年生にかけて、「われわれ意識」は強くなり、徒党を結ぶようになる。徒党の中で、社会性、道徳性が陶冶される。この頃から交友はたがいに、大きな影響力をもつようになる。古語にあるとおり「朱に交われれば赤くなる。」で、非行、犯罪性についても、「人真似」「悪友の誘惑、指導、感化」によるものが、かなり多いのである。

自分の欲求が満足されない時や、自我が混乱している時に、周囲の人々の態度、行動を模倣するのである。「彼等もやっているから自分も」という意識が起り、あえて非行にはしるのである。青少年の道徳観の低下は、自我の未完成と

交友の悪影響のみでなく、成人社会の醜悪や成人の非道徳な行為を模倣して、悪化していくことは勿論である。

現今の青少年非行の特徴の一つに、集団化の傾向があることを、前にもふれたが、学校集団、あるいは、職場集団の非行は顕著である。彼らの多くは、それぞれの環境内の敗北者である。心の一面には自己劣等感をもち、他面には優越欲、虚栄心をもっている。

それで、普通の集団からはなれて、独自の仲間を作り、その独自の集団のなかに逃避し、この仲間を背景として、劣等感を克服し、虚栄心を満足させ、そこに生きる道を見出すのである。

彼らは何等かの弱点をもっている、自分の弱さを多少なりとも意識している。

学校集団においても、職場集団においても、家族集団においてもそれぞれ圧迫感をもっている。この弱さ、圧迫からのがれたために集団の中に逃避するのである。しかも、他人に優越したい欲求から、暴行、傷害、けんかなどの行為をするのである。

自分は弱い者だ、自分はある面で劣等だという意識があるために、不良グループの仲間に入って、そこで安定感を得ようとしたり、その集団をうしろだてにして、他人に対抗したりするのである。

このような集団には、必ずリーダーができる。そうして、支配と服従の関係によって秩序を維持していく。すなわち、番長制度ができ、きびしい階級序列のある組織を作る。

彼らはこの組織の中で、無力な自己をまもるとともに、自己を番長の命令にまかせているのである。

これこそ、前近代的組織である。

戦後十数年の民主的教育の目標は、自主性、自律性の養成と人権尊重であったにもかかわらず、このような自我喪失、封建的組織を愛好する青少年を育成したことに對して、教師はもとより、一般成人は反省しなければならぬ。

## 第四章 青少年不良化防止対策

青少年不良化の原因は、前述の如く多種多様で、各種の条件が複雑にからみあっている。従って、その防止にあたって決定的な対策は立てにくく、各方面でとまどっているのが現状である。

金沢市の一地域を例にとってみれば、校下の婦人会も、民生委員会も、社会福祉協議会も、公民館も、PTAもそれれ青少年不良化防止の問題を、重要課題としてとりあげており、最近、校下青少年問題対策協議会が結成されたが、その具体的方策については、これが最善であるというきめ手はみあたらず、困惑している状態である。

また、各家庭でも、学校でも、警察当局ですら犯罪、非行を侵した青少年の事後の処理に追われ、不良化防止の根本的対策にまで達していないようである。すでに不良化した青少年に対して、補導し取り締りを強化することの必要性は勿論であるが、非行青少年の発生する根源に迫り、その根源を浄化することこそ緊急の問題である。それなら、その根源はどこにあるのであろうか、第一に家庭をあげなければならない。犯罪青少年を取り扱っている某裁判官は、「犯罪を侵した青少年を取り調べていると、処罰したいのは、子どもではなく、その親である場合が非常に多い」と、いつている。とくに、両親が不和で喧嘩がたえなかつたり、生き別れしていたり、どちらかが性的に乱れていたり、不正を行っていたりする家庭では、子供への愛情が欠け、教育に無関心である。こんな家庭の子どもが、不良化するの当然である。

その意味で、まず、両親が身を修め、家を整えて、善良な模範を子どもに示すことが、最も大切なことである。したがって、青少年不良化対策の第一は両親教育にある。

〔両親教育にあたって、両親の自己教育とともに、子どもの教育について啓蒙しなければならない。家庭教育の要点の

第一は幼児期のしつけであり、第二は児童期の教育、第三は青年期の取り扱い方である。これらの問題について、簡条をあげて、考察してみよう。

## 第一節 青少年不良化防止のための家庭教育

### (一) 幼児期のしつけ

#### (1) 自己中心性の取扱い

幼児は自分を中心に考え、他人のことを考えないで、つねに自己本位に行動する。このころから「他人に迷惑をかける」というしつけが大切である。自己中心性は、わがままとなってあらわれる。このわがままの取扱いが、幼児期のしつけの中心問題である。二才頃から、このわがままを許す点と、許さない点とを、事に応じてはっきりけじめをつけて育てることが大切である。この頃から甘やかし、わがままに對するしつけがおろそかになると、青年期になって、種々の欲求を抑制する心、前述したフラストーション、トレーニングのかけた人間になり、自分の欲望、本能の虜になり、自己の欲するままに行動するようになる。非行青少年は、自己の欲求や要求を自制できず、欲望のままに行動するのである。青少年不良化対策として、要求阻止の耐忍度の育成を第一に考えなければならぬ。

また、幼児期には、自分の欲しいと思うものを、無断で他家から持つてくることがある。

この頃は自分のものと他人のものとの区別がつかないのであるから、自分のものと他人のものとの区別をはっきりさせることが必要である。要するに、子どもの欲求と外界との衝突をどのように処理さすかが問題で、二才頃から徐々に温い愛と励ましによって、困難を乗り越えることができるように訓練を始めることである。



## (2) 命令、禁止を理解させ、従順のしつけ

幼児は生後十ヶ月ごろから、自分の行動が母親を喜ばせたり、悲しませたりすることを、母親の表情から読みとるようになる。幼児は自分が母親の望みをかなえた時には、母親の顔に喜びと感謝の色が浮かび、そうでない時には失望の色が浮かぶのを見わける。彼らは、母親の愛情をつないでいきたいと思えば、ゆっくりとではあるが、母親の願望を彼ら自身のものに融合していく。彼らは、自分と母親の願望とを同一視して、自分の内部の欲求に対して闘いはじめる。すなわち、自分の「生理的、本能的、原始的欲求」を「母親に愛されたい欲求」によって抑えつけるのである。この闘いによって、原始的衝動が阻止され、父母の命令、禁止に服し、従順な態度が養成されるとともに、自分の心の中に良心にあたる超自我が、次第に形成される。

超自我（良心）の萌芽が成立した後は、自分の欲望のあるものが、反社会的性質をもっていることを知り、自分を「よい子、悪い子」として、自我感情を伴いながら自己評価しはじめる。このような幼児期の原始的欲求を抑制し、父母の命令、禁止を理解し、従順な態度を養成することは、青少年不良防止対策の第二の問題点である。(註)

## (3) 情緒の安定性をたもつ

情緒の安定性とは、それぞれの感情が適当な対象に結びつき、喜ぶべき時に喜び、悲しむべきことを悲しみ、恐るべきことを恐れることであるとともに、ある程度、それぞれの感情をおさえることができる状態をいう。

情緒の健全、不健全は、人格の健全、不健全の基礎になるものである。

いろいろの感情の中で、とくに問題になるのは、否定的情緒、すなわち怒り、悲しみ、恐怖、憎悪などであり、これ等の感情を、幼児期に、極端に爆発させ続けるならば、不健康な精神状態になり、性格もゆがんでくるのである。それゆえ、いらいらさせたり、非常に悲しませたり、おそれさせたりしないで、温い愛情によって、情緒の安定性をたもつ

ことが大切である。そして、困難な問題に接したとき、ただ怒ったり、悲しんだり、恐れたりしただけでは問題を正しく解決できないことを知らせ、問題解決の正しい方法、態度を徐々に習得させることが必要である。

#### (4) 宗教意識の養成

戦後、わが国の家庭教育の中に欠如しているものの一つに、宗教的な基礎の上に育成される道徳心があると思う。宗教的意識、愛、敬虔<sup>けんけん</sup>、信頼、感謝、服従、尊敬などの道徳心は、学校教育にのみまかせられるのではなく、これこそ各自の家庭において、幼児期から両親の模範によって、自然のうちに育成しなければならないものである。

この問題について、ペスタロッチーは次のように述べている。

「母の愛にはぐくまれる間に自然に愛、感謝、信頼、服従などの道徳的感情が幼児に発生し、是等の感情に、神に対する愛と信頼の最初の萌芽は宿る。母と子の関係と神と神の子である人間との関係の類比に基き、幼児は早くから神の何たるかを内感し、母の宗教的感情は日々刻々に子女に暗示的に作用し、母に対する愛、信頼、感謝などは自然に神に移される。そして宗教的感情が自然にめばえ育っていくものである。」と、これこそ彼が家庭教育を礼讃するもつとも重要な理由である。と、説いている。<sup>(註12)</sup>

以上の四点は、青少年不良化防止対策上、幼児期に於ける家庭教育の重要な問題点と考えられる。児童期においても、以上の問題を継続して養成しなければならぬが、それに加えて、次の諸点に考慮しなければならない。

### (二) 児童期の教育

#### (5) 盗みと嘘についての教育

青少年の犯罪の中で、最も多いのは盗みである。この防止対策は、幼児期から母親が立てる必要がある。前述の如

く、幼児は自分のものと、他人のものとの区別がなく、他人のものを無断でもち帰る。また、幼児はよく嘘をいう。幼児の嘘は思考力、判断力の発達が不十分なため、行為と言語が不一致になり、前の言語と後の言語とが違ってくる。それで幼児の嘘を心理的嘘といって、盗みと同様に善悪の判断の対象にはしない。しかし、犯罪は嘘から始まるとか、犯罪の裏に必ず嘘があるというように、幼児期から盗みや嘘のよくないことを教えさとすことが肝要である。

やがて、小学校一年生頃になると、心の中に二つの部屋ができてくる。すなわち良心の部屋と悪心の部屋の分化が生じ、心の中に秘密をもちはじめると、心の中に二つの部屋ができてくる。そして、悪いと知りながら、他人のものを盗み、わるいことをかくすために嘘をいうようになる。この頃に良心の声を聞きはじめるのである。小学校一年生頃の嘘と盗みのしつけが、きわめて大切である。子どもが盗みをしたり、嘘をついたりして、自分の良心の苛責に責められている時、他方、両親のきびしい叱責を受けて、悪事を後悔し、今後、こんなことはけっしてしないぞ、という決心ができて、はじめてしつけが成功するのである。

このようなしつけは、一度で成功する場合もあれば、二度三度と回を重ね、繰り返かえして成功する場合もある。多くは幾度も回を重ねて成功するものである。ここに、しつけの一貫性がある。このような悪の芽は、早ければ早いほど、つみとることが容易であるが、これを放置しておく、回を重ねるにしたがって悪心の部屋が次第に拡大し、良心の声が聞こえなくなつて、ついに、不良化行為が生ずるのである。戦後の家庭教育では、このしつけが不徹底であつたように思われる。

#### (6) キャンク時代 (gang age) の教育

小学校三年生の終り頃から四年生にかけては、学級としてまとまるとともに、一学級の中にくつつかの集団ができ、それぞれ組織的な行動をするようになる。この集団員は、それぞれ鞏固に結びつき、排他的な徒党となる。そして「わ

れわれ」という集団意識が強まり、協同心が生じ、力の関係が現われて、個人的な勝敗よりも、集団としての勝敗をより多く問題にする。この時期の指導が大切である。徒党の生活から、仲間への誠実や従順や責任感や正直などの道徳意識を養成するとともに、自分の欲求やわがままを抑制して、規則に従い、約束を守り、仲間と折りあつていくための社会的能力や態度を自分自らが身につけていくのである。反面、悪友の感化によって、これまでのよいしつけが、くずれられる場合もあり、青年期の非行グループの素地ともなる危険がある。

この時期に、よい友人を選択し、十分に集団の中に生活をさせ、集団生活を通して、自分がその集団の中で占める地位を自覚させたり、多くの人々の期待や要求にそうするためには、どのように行動したらよいかなどの社会的能力を獲得させ、あわせて、前述の道徳性を養成させることが大切である。この頃の教育の中心は「他人に迷惑をかけてはならない」ということと、「世の中は自分の思う通りにならないものである。」と、いうことを、体験を通して把握させることである。

#### (7) 公平な取扱い

一般に小学生は、両親や教師に対して絶対的信頼の態度をもっている。しかし、五、六年生頃になるとよく理屈をいい、父母、教師を批判し、時にはさからつたりする。これはある程度批判力、判断力がついてきた証拠である。

どの子どもも、家庭や学校で父母、教師に認められたい、愛されたいという強い要求をもっている。この要求が満たされず、他人に比較して自分が無視されているとか、愛されていないと感じたときには、気持ちが不安定になり、父母、教師を嫌い、反抗心が起こるのである。さらに、子どもの感情が無視されて、不当に叱られた場合や、誤解がもとで叱責された場合には、ますます、この傾向は強まるのである。

もしも、親や教師が自分の感情的な好き嫌いによって、子どもにえこひいきした場合には、不公平な親、不公平な教師として、するどい非難の対象になる。不公平な取扱いは、子どもの心を不安にし、かきみだすのである。その結果、

学校では教師を嫌い、学習を嫌い、学校を嫌って、怠学現象を生じ、家庭では、父母を嫌い、粗暴、反抗の態度を示す。それゆえ、両親、教師はすべての点に、公平な態度、公平な取扱いが必要である。

そして、一人の子どもも、家庭、学校からはちぎ出されることのないように、温い愛情と励ましによって、その子どもなりに長所をみとめ、欠点を矯正し、どの子どもも、両親、教師に愛されているという気持をもたせることが必要である。さらに、

(註13)  
この批判力、判断力の旺盛な頃に、物事を常に、正邪善悪を規準にして、処理する態度、心構えの教育こそ大切である。

### (三) 青年期の取扱い

#### (8) 大人 扱い

中、高校生時代は、きわめて気持の不安定な時期である。それは、社会的には子どものもっている特権と愛護が奪われ、大人のもっている特権と自由が与えられず、子どもの世界からも大人の世界からも除外されて不安定な地位に立たされるからである。「もう子どもではない。」といわれるかと思うと「まだ一人前の大人でない。」として取扱われる。

自分自身も、「自分はどう子どもでもない。」と考え、子どもと区別されることを求める。しかし、内心では「まだ自分は一人前の大人ではない。」という不完全感をもちつつける。このように、社会的にも心理的にも不安定となり心は動揺する。したがって、彼らは活気に満ちたり、内気になったり、むら気を起したり、静かになったり、反抗したり、従順であったり、攻撃的になったり、退屈的になったり、それらの両極端を振り子のように動揺する。

自分を子どもと見なさから引きはなして、大人に少しでも近づこうと熱心に努め、大人への模倣傾向が生ずる。例え

ば、なれない手つきで煙草をふかし、飲みたくない酒にも手を出してみる。年上の青年をまねて、女の話をしたりする。すなわち、ぐ犯不良行為がそれである。このような行為は、大人への模倣行為であるとともに、自分は大人になったことを他に示すジェスチャーとも考えられる。

このような心理的動揺性を、両親が理解してやる必要がある。

自分はもう子どもでないと考えているのに、両親は子ども扱いにし、青年の感情をふみにじり、欲望や行為を理解せず、命令や干渉や束縛でかためると、反抗や粗暴な振舞いをあらわすのである。

それゆえ、家庭や職場においては、できるだけ、青年に責任をもたせ、信用して、一人前の大人として、相談的に話合いつつ、理解の上で事を処理するような取扱いが大切である。

#### (9) 親子の話し合い

青年の不良化防止の最良の方法は、家庭で親子が話しあいをすることである。

青年は心身ともに変わりつつある自分を、他人から理解してもらいたいと求めているながら。他面では、自己の内面生活を大切に秘めて、だれにもこれをのぞかれまいと努める。そして、かたい殻の中に閉じこもる。この傾向を自己閉鎖性という。

児童期までは開放性が顕著であるが、青年期には閉鎖性となり、静かに自己をみつめ、人前には自分の心を包みかくす。しかし、自己の内面の不安や動揺は、自分自身ではどうすることもできない、ただ、心のある面は、親しい友人や母親に多少は打開けるが、どうしても打開けない秘密の面をもっている、この面に無理にふれようとすると憤怒し、時には反抗、粗暴な言動を起すことがある。

教育的には、この自己閉鎖性をできるだけ軽度止めたいものである。そのためには、幼児期、児童期からたえず家

庭生活の中で、開放的なしつけをし、なんでも親に相談のできる家庭的雰囲気を作ることである。そのためには両親の態度、心得が問題である。すなわち、青年の心理を理解し、同情し、共感共鳴のできる親でなければならぬ。

人間の煩悶、苦悩も他人に打開けてしまえば、案外、容易に解消する場合もある。

青年の精神的成長には、煩悶や苦悩は必要条件であるが、強度の煩悶、苦悩は、時には身を破滅に陥入れる危険性がある。

青少年の不良化を防止するためには、何事も親に相談し、親しく親子で話しあえる家庭雰囲気を作ることが、最良の方法である。

#### (10) 自己劣等感 (feeling of inferiority) の取扱ひ

青年は名譽心が強く、他人から目をつけられたい、他人より優れたいという強い欲求をもっている。その反面、自己をみつめ、自己を反省する。そして、自分の本質を見きわめようとする。すなわち、「自分は他と比較してどうなのか」「どうしたらもっと美しく、強く、優秀になれるか」「将来、自分はどうなるであろうか」「生きる価値があるのか」などと真剣に考える。考えれば考えるほど、自分はつまらないものに見えて来て、自分に自信がもてなくなる。そして、「淋しさ」「悩み」が生じ、やがては自己劣等感、自己嫌悪感に陥る。これらをまぎらすため、その不安を解消するために虚勢を張ったり、粗暴や反抗的態度を示したりする。極度の自己劣等感や自己嫌悪感、自暴自棄にならば、非行や犯罪や自殺の原因になるのである。それゆえ、両親は自分の子どもに、もしこのような傾向があることを知ったならば、できるだけ早く、その原因を取り除くように努力しなければならない。

そのためには、本人自身を知らせ、世の中は自分の思うようにならないこと、青年はだれもがどこかの面で自己劣等感をもつものであることを知らせ、本人のもつ長所、特技を賞讃し、正しく生きるために、激励し、援助し、勇気づけ

てやる必要がある。

### (11) 自己主張の取扱い

青年期には自我意識がめざめ、身体的発達に伴う力の意識と、自我水準の昂揚から、自分を判断の権威者とする傾向がある。自分の行為や考えを肯定し、自分の尺度ですべての事柄を律しようとする。そのため、青年は一旦言いだせば、なかなか主張をまげない。

この自己主張は、自由を求め、自我を開放しようとする態度となつてあらわれる。そのため、青年は自分に関係する一切の権力、権威、圧迫、束縛を嫌い、それらを払いのけ、自分の思いのままの生活をしようとする。そして、口うるさい家庭や窮屈な職場から飛び出して、流浪の旅にでて、不良化のコースをたどる者がある。

自由を求め、自我を開放しようとする心理傾向は、現今の自由主義、民主々義の風潮と相俟つて、誤つた自由主義を実行にうつす青年を非常に多く生みだすこととなつた。彼等は自己の本能や衝動のままに行動して、それが真の自由であると主張するのである。

青年期の指導には、他人の意見を謙虚な気持で、一応は受け容れる素直な態度の育成が大切である。受け容れた後、それを心の中で種々批判し、検討し、正邪善悪、合理、非合理をわきまえ、取捨選択し、あくまでも物事を合理的に処理する生活態度を育成し、自分の行動に対して、つねに道義的責任感をもつように、指導しなければならぬ。

そのためには、青少年の非行や誤つた考え方に対して、両親は決して控え目になったり、遠慮したりすることなく、また、親の考え方、親の人生経験を押しつけるのではなく、冷静に説き聞かせる態度こそ必要である。これが子どもに対する親の責任である。

### (12) 期待過剰にならない



青少年は、両親、兄弟、教師、友人などとの人間関係をとおして、自分がどのように行動したらよいかを学習し、自分がその集団の中で占める地位を自覚して、なんとかして、多くの人々の期待や要求と調和をはかっていきたいと、常に努力しているものである。

このころに、家庭の両親の期待が過剰で、本人の能力、技能では、その期待に副えない場合には、心に不安が生じ、慰いの場、楽しい場である筈の家庭が、冷い圧迫の場、苦しい場となり、不適応行動が生じてくるのである。この意味で、子どもに、両親が過剰な期待をもたないことは、不良化防止の方策の一つと考えられる。

#### (13) 将来の生活設計樹立への協力

青年期の基本的要求の一つに、将来の生活設計がある。青年は今後一生何を職業として生活をしていくかは、彼らに課された最大の問題である。進学も、就職も、選職もこの問題に関連しているから重大なのである。

現今の非行青少年の殆んど大部分は、この重大問題に対する明るい見透し、正しい解答をもっていないのである。すなわち、将来の生きる目標、目的を把握していないのである。不良化防止対策として、両親は子どもの将来の生活設計に対して、協力、援助をあたえて、目的達成のために激励することである。

両親はこの問題に対して、子どもの能力、適性、趣味を考え、子どもの将来の幸福を第一にして、ときには、子どもの幸福のために、わが身を犠牲にする覚悟が必要であろう。この場合も、子どもとの話合いが大切である。

#### (14) 生活の規則性と異性問題

青年は自由の美名にかくれて、ときには、放縱の悪習になれ、自主、自律を主張して不良行為をあえてするものである。不良化は、一般的に生活のだらしなさから発生するものであるから、両親自らが、生活の規則性を守り、善良な模範によって、青年の生活の規則性を確保することが大切である。

つぎに、青年は性的成熟に伴う異性への関心は高まり、性的欲求にかりたてられて、性犯罪をおかす危険性がある。青年の性的乱れは、彼等を取りまく、環境の乱れによるものが極めて多いものである。それゆえ、両親は自らの行動を一つしむとともに、青年の性的関心をできるだけ、運動や文化的価値追求の方面に激励し、誘導することが大切である。

反面、青年の異性との交際に、両親があまり神経質になり過ぎて、異性との接近を過度に抑制し、異性を敵視する如き態度をとり、異性理解の手段を封ずるような取扱いは、拙劣な方法である。できうれば、性に関する科学的な知識を与え、正しい異性に対する情緒的態度を養い、正しい男女の交際の仕方を教えることが必要である。<sup>(註14)</sup>

以上は青少年不良化防止という立場から、家庭教育上、特に注意しなければならぬと思われる点を、教育心理学的に考察したものであるが、これらの諸項を、一般家庭の両親に、どうして伝達し、啓蒙するが残された問題である。

それには、公民館を中心として、婦人学級、成人学級及びPTAの研修会など、社会教育の場で両親に徹底させることこそ、不良化防止の最善の方策であろう。

## 第二節 青少年不良化防止のための学校教育の問題

### (1) 道徳的意志の養成

学校教育の任務は、教授と訓練にあることは、古来、教育学の説くところである。

戦後の日本の学校教育では、自由主義、民主主義の思想と児童、生徒中心の考え方から、訓育、訓練の面は閑却され、入学準備のための知育偏重の教授の面のみが重視されてきている。

青少年不良化の対策として、今後の学校は、道徳的人格の養成につとめ、社会生活において守らなければならない秩

序や規律を認識、体験させ、道徳的意志にしたがって行動する訓練をしなければならない。

児童は父母、教育の命ずるままに行動する。父母、教師の命であるからこそ、これに服従する。この場合、一方には、父母、教師の助け進める優越を基礎にした権威があり、他方には、児童にそなわる服従本能によるのであるが、道徳的意志の養成は、父母、教師の権威に服従することから始まる。(父母、教師の権威は、児童、生徒が父母、教師の優越を認め、児童、生徒によって作られた権威である。このような権威に値するためには、父母、教師は人間として、彼等より優越していなければならない。)

つぎに、彼らは命ぜられた事柄を正しいと悟って、正しいから従うようになり、最後に、自己の理性(良心)の権威に自由に服従するようになって、はじめて道徳的意志が養成されたことになる。

服従こそは道徳的意志の発達に対する第一の条件であり、児童、生徒の訓育の第一の道である。

道徳的意志は父母、教師に対する無条件的服従に始まり、自己の良心に服従することで完成するのである。服従のないところに道徳的意志の発達はない。一般に、服従と自由とは、反対の概念のように考えられるが、服従においてのみ人は自由になり得るのである。理性の要求への服従が自由の極致である。自己の本能、衝動を抑制して、自己決定するところに真の自由がある。

この道徳的意志によって、悪友の感化、不良な団体行動、通学途上の誘惑などを除去することができて、不良化をまぬがれることができるのである。

ただ、児童、生徒の道徳的意志の養成のための前提条件として、父母、教師の権威が必要である。もし今日、学校で教師の権威が喪失していたら、教師の権威の回復、保持こそ、青少年不良化防止対策として、教師に課された重要課題である。

## (2) 受験本位の教育の反省

戦後の中、高校の教育は、教育基本法第一条に規定されている理想的人間を作るにふさわしい教育というよりは、むしろ、中学校は高校受験のため、高等学校は大学受験のための予備校といった方が妥当のようである。このような教育を受けている中、高校生の中で、上級学校進学のために、勉強に熱中しているものなからず、受験本位、競争本位の学校教育を恨んで学校に放火したり、前途を悲観して自殺をしたりするものが生じている。これに反して、本人の能力はあっても、家庭の事情で、進学できないもの、進学したくても学力が低くて、入試に合格できる見込みのないものなどは、学校生活は面白くなく、学習に興味はなく、学習を放棄するようになる。

学校側のとりあつかいも、進学組の世話に熱心で、就職組のためには不熱心であると思ひ、不公平な取扱いに反感をもつものもでて来る。

教育の方法は、試験で追い立て、点数、席次を父兄、生徒に示して、競争意識をあふり、生徒間に敵対感情をわき立たせている。

このような教育方法による犠牲者は、中学校にも、高等学校にもかなり多数にのぼるものと推測される。

競争に常に勝っている生徒は、優越感も湧き、学習の意欲は旺盛になるであろうが、常に競争に負け、大多数のものと足なみをそろえてついていけない生徒の九年間ないしは十二年間の学校生活から受ける体験を、もっとあたたかい気持ちで見ても必要がなからうか。

もちろん、このような生徒達を放置しておいてはならないことは、わかっているけれども、受験を本位に考えている学校では、それらの生徒を充分に世話をするだけの人的余裕をもたない現状である。

このような生徒は、自己の不満を、反社会的行動を通して、校内外で爆発させるのである。

このような生徒に対する対策は、今日の学校に課された第一の問題である。

その具体的方法として、第一は、父兄は学校に対する教育要求を変更し、生徒に期待過剰にならないことである。

第二は、教員数を増加して、一学級の生徒数を減少し、充分な個別指導の出来る体制を確立すること。

第三は、受験本位、競争本位の教育形態をあらため、人格形成の基本目標に従って、協同学習、協同研究の形態にかえること。

第四は、劃一教育から生ずる弊害をのぞくため、各個人の個性、長所を伸長することに努力すること、できうれば、中学校から選択コースを設けて、完成教育をすることである。

### (3) 問題の生徒を学校、学級から疎外しないこと

もし、不良化傾向があり、問題を起した生徒ができた場合、その生徒を教師も、一般の生徒も、学級社会、友人グループからはじきだしてはならない。そのような生徒は、善良な多くの生徒集団の中に包みこんで、集団の力で温かく善導するという態勢を、学校内に作る必要がある。このような態勢をつくるためにも、前項の協同学習、共同研究の教育形態が必要である。

### (4) 師弟の人間関係

学校内における不良化防止の最喜の対策は教師の温い愛情と生徒の信頼と尊敬に基礎づけられた師弟間の人間関係を作ることにある。

教師の温い教育愛と生徒を信用し、激励し援助する誠意に対し、生徒は感謝し、尊敬し親しみ愛していく人間関係が出来れば、生徒の学校生活は、安定感に満ち、楽しいものになる。たとえ、成績が不良でも、時には問題を起こして教師から叱責されても、卒業して校門を去るにあたり、一人一人の生徒の胸の中に、「随分お世話になりました。」とい

う感謝の気持が湧き出てくるような、師弟の人間関係ができれば、これこそ最良の対策である。

#### (5) 生徒のガイダンス (Guidance) 組織の強化

現在金沢市の各中学校に、生徒指導専任の教師が、一名づつ任命され、生徒の不良化防止に、大きな成果をあげつつある。でき得ればこの制度を一層強化することが望ましい。

しかし、生活指導専任教師と校内の数名の生活指導の教師及びホーム主任に、生徒の生活指導をまかせておいては、今日のこの青少年の不良化傾向に対抗することは、到底不可能であろう。したがって、中、高校の全教官が、各担当教科の一時間、一時間の授業中に、また、科外活動中に、一致協力して、生活指導をするのでなければ、充分の効果はあげ得られないと思う。

その意味から、最善の生活指導体制は、全校教師の一致協力にあると思う。

### 第三節 不良化防止のための社会

地域社会における青少年の不良対策の根本理念は、地域社会環境の浄化と各家庭の両親教育にある。

#### (1) 地域の成人教育

青少年の不良化は、成人の行為の模倣が極めて多い。地域社会に暴力団が横行し、性犯罪、その他の不正が行われていれば、自然に青少年はそれに感化影響されることは当然のことである。たとえば、県下の某地域に、成人の賭博が多くそこに住む子どもの遊びの中に、その方式が用いられているという。男女交際のみだれた地域の子どもには性犯罪が多いように、その地域の成人の行為は、子どもに影響をあたえる。

そこで、県下の各地域毎にその地域社会のもっている伝統や慣習を全部掘り起して、再検討を加え、子どもの教育に

何がプラスで、何がマイナスか批判し、地域ぐるみで環境の浄化を計る必要がある。

それには、公民館が中心になり、婦人会、青年団、社会福祉協議会、その他の各種団体が、それぞれの学習の課題としてこれを取りあげ、学習と実践を結びつけた全村、全町、全市ぐるみの活動によって、環境を浄化し、非教育的素材を根絶したいものである。

## (2) 両親教育

各家庭の両親に対して、家庭教育の重要性、家庭教育のねらい、子供に対する両親の責任などについて、公民館が中心となり、婦人学級、PTA、その他の組織で啓蒙することが、不良化対策の最善の方法である。

## (3) 両親は教育上の利己主義を反省すること

もし、不幸にして、近隣に不良化した子どもができた場合、その問題の子どもを異端視して仲間はずれにしたり、近隣社会からはじき出したりしないようにすることが大切である。そのような子どもを善良な多数の子どもの中に温く包みこんで善導する気持を、まず地域の成人達をもってほしいと思う。勿論、「朱に交われば赤くなる。」の諺の如く、自分の子供も、その問題の子どもに影響されて不良化するのではなからうかという心配のあることは理解できるが、多数の力で、子供達だけにまかせず、成人も協力して、悪の道に足を踏みはずそうとしている子どもや、足を踏みはずした子どもを、互いにかばいあい、ささえあって善導していくように地域社会がならなければ、青少年の不良化は、防止できないと思う。そうでないと、問題の子どもは、学校でも、近隣社会でも、仲間に入れてもらえないと、どこか遠い所で、同志の不良グループを探し、その中に入って非行、犯罪へと急転落していくことになる。

## (4) マスコミ対策

戦後の出版の自由、言語の自由の法的根拠にもとづいて、低俗な出版物、興行が街頭に氾濫し、青少年不良化の原因

になつてゐる。

これは、資本主義社会の欠陥として、利潤追求のために手段を選ばない、悪徳者の無責任な行為によるものであつて、これらの行為に対して、警察官の取締りが行われない限り民衆の声、民衆の知性によつて、これに対抗しなければならぬ。そのために、一大国民運動を起し、関係業者の自粛を促すとともに、政府に対して、強力な施策を要望する必要があるかと思ふ。

また、各地域社会においては、不良文化財に対抗して、優良文化財の普及に積極的な方途を講じて、地域ぐるみで文化的環境の浄化を推進させることは、青少年不良化の一対策である。

#### (5) 青少年健全育成の施設、設備の充実

青少年の心身の強力なエネルギー発散の場を作つてやるのが、不良化の一対策である。青少年が自由に出入りできる体育館、運動場、自由に集会のもてる会館などを用意して、そこで、身体的エネルギーをスポーツによつて、精神的エネルギーを文化行事で発散できるような施設、設備を充実させることが必要である。

このような施設、設備の充実のために、もっと国、県、市町村の当局者は積極的であるよう希望するとともに、地域住民が、当局に働きかける必要がある。

#### (6) 勤労青少年の優遇

一般社会人は、勤労青少年に対して、もっと温い愛情と理解を与え、雇主は勤労青少年を、できるだけ優遇し、愛情と励ましを与え、教育訓練に力を注ぎ、彼等の将来の生活設計に協力してもらいたいと思ふ。他方、県、市町村当局は、彼等のために集会所、体育施設、文化施設を早急に整備し、余暇の善用指導を強化することが、不良化対策の方法である。



(7) 非行青少年の早期発見、早期補導の体制を整えること

現今の青少年不良化防止機構の中に、非行後の法的処理機関は完備、充実しているが、非行の予防、非行後の補導体制は、極めて弱体であると思う。例えば、事件検挙のための警察、検挙後の家庭裁判所、検察庁、少年保護監察所などは充実しているに反して、児童相談所、少年補導センターなどの機関は、甚だ貧弱である。したがって、児童相談所、補導センターなどの設備を充実し、人員の増加が必要であると思う。

(8) 青少年問題を取扱っている、すべての組織、機関の連絡、協力の強化

非行青少年に関して、その取扱い上、学校と父兄、学校と警察、学校と司法機関、学校と地域の組織、警察と地域の組織など、必ずしも連絡、協力が緊密であるとは考えられない。もちろん、それぞれの立場、任務には差異があろうと思われるが、出来るだけ縄張り意識を捨てて、何れの組織、機関も、常にその青少年の将来の幸福、将来の立直りを中心にして、連絡を密にし共力、協調がなければならない。

更に、地域社会における各種団体、組織の間には、個々別々な考え方、処理方法を用いるのではなく、地域の全団体、全組織が一体化して強力な補導及び教化体制を作ることが必要である。

## 結 論

現今の青少年不良化の傾向は、世界的傾向であるといわれ、わが国においても、本県でも同様で、この対策は、重大な社会問題、政治問題になりつつある。

この研究では、本県の青少年の犯罪、非行の推移状況と、その特色を明かにし、不良化の原因を、主体的原因と環境的原因に、二大別して検討を加え、主体的原因の主なるものは、青少年自身の道德意識の低劣、心理的欠陥によるもの

と考へ、環境的原因には、家庭のしつけ、教育の欠陥、学校教育の問題、社会の混乱などをあげた。

更に、青少年不良化防止対策として、成人教育によって、青少年に善良な模範を示し得る成人を作り、環境を浄化すること。両親教育によって、両親に子どもの心理、家庭教育の理念、方法などの理解を深め、子どもに対する責任感を育成すること。

これに加えて、マスコミ対策、青少年の補導、教化体制の確立について考察したのである。

これらの問題点のほかに、今一点つけ加えたいのは、戦後の子どもの教育の路線が、家庭、学校、社会がそれぞれ異っており、子どもは三つの路線のまじわる三叉路に立たされ、何れの方向に進んだらよいのか、迷っている感があることである。

すなわち、彼らは教育上の混乱の中に育てられて来たということである。

今後、この三つの路線の完全な一致は望めないまでも、教育の方向を一定にする必要がある。そうして、子どもの教育について、家庭は家庭として、学校は学校として、社会は社会として、それぞれの任務と責任を自覚し、完遂しなければ教育の効果はあげられないと思う。

要するに、青少年の不良化防止のためには、青少年の道義心を高め、人権尊重の精神を育成することである。そのためには、家庭、学校、近隣社会など、青少年の所属する第一次集団をまづ整えることが大切である。

稿を終るにあたり、この研究に、とりあげた課題はあまりに大きく、困難な問題が多く、未解決のままに残した点、考察の徹底をかいた点及び思わぬ誤りなども幾多あるうかと思う。

諸賢の御指導と御叱正を賜りたい。

最後に、この研究のために、多くの資料を提供していただき、種々の御援助を賜った、石川県警本部刑事部防犯課、玉川、広坂両署の諸官に、衷心から感謝を捧げる。

註

- (1) 警察庁保安局防犯少年課編、昭和三七年 少年非行 四頁
- (2) 同書 七頁
- (3) 同書 八頁
- (4) 同書 八頁
- (5) 石川県警本部刑事部防犯課、昭和三六年 石川県下の少年非行の実態
- (6) K. Lewin, *Principle of topological psychology*. 1937.
- (7) R.B. Cattell, *Personality*. p.p. 210~250. 1950.
- (8) K.C. Garrison, *Psychology of Adolescence*. p. 164. 1955.  
ibid. p. 87.
- (9) 宮城音弥著 社会心理学入門、二二六頁 河出書房
- (10) L.E. Cole, *Human Behavior*. p.p. 758-764 1953.
- (11) 篠原助市著 新教育学概論 九七頁 理想社
- (12) A.T. Jersild, *Child Psychology*. p.p. 255-287. 1960.
- (13) K.C. Garrison, *Psychology of Adolescence* p.p. 228-249.